

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月20日提出
【発行者名】	H Cアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森本 紀行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町二丁目11番地
【事務連絡者氏名】	翁 将也
【電話番号】	03-6685-0681
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	H C インカム～夢のたね
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券の 金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

H Cインカム～夢のたね

（以下「当ファンド」ということがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

H Cアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情がある場合等を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権に無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日（※1）の翌営業日の基準価額（※2）

（※1）毎月、第1営業日までに受け付けた取得の申込は、当該各毎月第1営業日を「取得申込受付日」とします。

（※2）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。）をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、計算日の翌日の日本経済新聞朝刊に「H Cインカム」として掲載されます。委託会社への問い合わせは、次の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

H Cアセットマネジメント株式会社（お客様窓口）

電話番号：03-6850-1052 受付時間：9:00-18:00（土日祝日、年末年始を除く）

ホームページ <https://yume.hcax.com>

なお、有価証券届出書提出日現在、当ファンドには委託会社以外の販売会社は設けていません。H Cアセットマネジメント株式会社は、当ファンドの運用を行う「委託会社」とすると同時に、自らが発行した当ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」の機能も有しています（以下販売会社としての機能を有する委託会社を必要に応じて「受益権を自ら募集する委託会社」といいます。）。

(5) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

初回申込時：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

初回を除く申込時：1口単位または1円単位

(7) 【申込期間】

2025年6月21日より2026年6月19日まで。

なお、上記申込期間は同期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドは、H Cアセットマネジメント株式会社（「受益権を自ら募集する委託会社」）の直接販売のみでの取り扱いになります。

お申込みは、H Cアセットマネジメント株式会社のホームページにおいてのみ承ります。

詳細については、次の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

H C アセットマネジメント株式会社（お客様窓口）

電話番号：03-6850-1052 受付時間：9:00-18:00（土日祝日、年末年始を除く）

ホームページ <https://www.hcax.com>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を、「受益権を自ら募集する委託会社」の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

「受益権を自ら募集する委託会社」において払込みを取り扱います（ご不明の場合には、前記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。）。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 申込証拠金

ありません。

② 本邦以外の地域においての発行

ありません。

③ 換金制限について

一部解約金の合計額が、純資産総額の20%を超える場合には、各受益者の一部解約金をファンドの純資産総額の20%相当額に比例配分した額に一部解約金額が減額され、当該一部解約金申込額の残余部分は、翌月の一部解約金受付日での一部解約に繰り越します。

④ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考)投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われ受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

HCインカムマザー（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、社会生活に必要な不可欠な事業や資産が生み出すインカム(利息配当収入)を積み上げ、安定的に資産形成することを目指します。2-3%の利回りの維持を目指し、環境に応じて投資対象を入れ替えます。

インフレに負けない資産価値の維持を目指し、成長企業の株式や長期リース契約付の不動産にも投資します。

a. 年率2-3%のインカムを追求 ⇒ クーポン水準の維持

1. インカムは、資産の価格変動によらず、受け取れる利金や分配金で、運用収益の重要な基礎となるものです。
2. インカム水準が低下した資産は売却し、上昇した資産を取得することによってポートフォリオの稼ぐ力を一定に保つことを目指して運用します。
3. 債券だけでは上記目的を達成できないため、不動産の賃料や、ローンの利子、成長企業の事業キャッシュフロー等、世界各国の投資対象から魅力的な資産を厳選します。

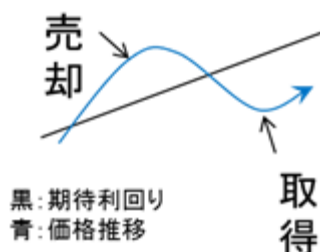
b. 年率2-3%の運用収益を追求 ⇒ 最終利回りの維持

（年率3%で累積投資することができれば、資産は15年で1.5倍、20年で1.8倍、30年で2.4倍、40年で3.2倍になります）

1. 一般に資産価格が上昇すると利回りは低下し、資産価値が低下すると利回りは上昇します。
2. 資産価格が上昇した資産は売却し、低下した資産を取得することで、一定の利回りの維持を図ります。
3. 複数の、値動きの異なる資産に投資することで、入れ替えの機会を見極めます。
4. インカムに加えて、一定のキャピタルゲインの実現も目指します。

c. トレーディングは意図しません

1. 短期的な時価変動に基づき売買を繰り返すことは、取引コストの上昇につながります。
2. 短期的な市場の値動きは、投資家の心理（期待や恐れ）によって生じることも多く、資産の本来稼ぐ力を反映しているとは限りません。
3. 従って、投資対象の入れ替えは、原則として、政策金利の見直し、規制の導入や緩和、事業構造の転換、運用会社の運用力の衰退といった、投資の前提が変化するときに行われる予定です。



② ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）一般社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<https://www.toushin.or.jp/>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

※追加型投信：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

※内外：

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※資産複合：

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象 資 産	決算 頻度	投資対象 地 域	投資形態	為替 ヘッジ
株 式 一 般 大 型 株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日 本		
債 券 一 般 公 債 社 債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北 米	ファミリー ファンド	あ り (一部ヘッジ)
	年12回 (毎月)	欧 州		
不動産投信	年々	ア ジ ア		
	日 々	オセアニア		
	その他 ()	中 南 米	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
その他資産 (投資信託証券(債券、株式、不動産))		アフリカ		
資産複合 ()		中 近 東 (中 東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※その他資産（投資信託証券（債券、株式、不動産））：目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券、株式、不動産へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

※年1回：目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

※グローバル（日本を含む）：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※ファミリーファンド：目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※為替ヘッジあり：目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

③ 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を上限として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

④ 当ファンドの特色

HCインカムは、魅力ある資産と、高度で専門的な運用チームで構成します。

a. 価値ある投資対象を見極めます。

事業や資産が創出するキャッシュフローに照らして、妥当な利回りを期待できるか否かを見極めます。

→高値掴みを回避し、安心して取得できる投資対象を探します。

b. 環境変化に応じて、投資対象を見直します。

経済環境の前提が変われば、魅力ある投資対象は変化します。

→社債の想定延滞率が、上乗せ金利を上回るようなときは、いったん売却します。

→株価が想定を超えて上昇するときには、いったん売却し含み益を現金化します。

c. 専門性が求められる領域に注目します。

投資判断に高度な専門性が要求される投資対象は、適切な利回りが維持されやすい特色があります。

→大きな資金が流入する投資対象は、売買しやすいものの、価格変動の幅が大きくなる可能性があります。

→当ファンドは専門性の求められる魅力ある投資対象を探すとともに、世界各国から運用能力が高いチームを発掘し、投資判断を委託します。

⑤ 運用プロセス

HCアセットマネジメントは、以下のプロセスで投資対象の絞り込み、ファンドの運営を行います。

1. 世界中に存在する投資機会の調査を行います。

株や債券といった資産の種類に拘ることなく、資金を必要としている事業や領域を特定します。大きく値上がりが見込めるものより、需給が安定して利回りが落ちにくく、資本規制の制約で銀行が参加しにくく、専門的知見が求められプロフェッショナルが投資対象とするような投資対象を探します。

2. 投資方法の選定

投資機会を特定したのちは、どのような方法で投資するのかを検討します。投資対象は事業もしくは資産で、企業の株式に投資するのか、債券に投資するのか、それとも企業が使用している不動産を取得するのか、考えられる様々な投資方法の中から最も効率よく投資できる方法と考えられるものを選定します。市場自体に魅力がある場合は効率性が高いETFを取得します。

3. 運用会社の選定

投資方法を選定したのちは、専門性の高い投資対象については、投資の実行を委託する運用プロフェッショナルの選定を行います。投資対象が幅広いため、資産への直接投資は行わず、ファンドを通して投資を行います。ファンドの運用者は信用できるか、十分な専門知識・経験を持っているか、フィデューシャリーの側面に疑義がないか等、運用を委託するにふさわしいと考えられる相手を選定します。

4. ポートフォリオの構築

選定した複数のファンドを組み合わせるポートフォリオを構築します。一定の利回りを維持するように隔週でポートフォリオ構成の妥当性を検証します。また、投資対象の配分を調整することで、ポートフォリオ全体としての値動きの変動率を一定水準に保つことを目指します。

市場が大きく変動し、資産の市場価格が下がっても、資産価値そのものに変動がないと判断した場合には投資を続けます。市場の変動は、安く資産を取得する機会と捉え、不必要な売買は避けます。

5. 投資状況のモニタリング

ポートフォリオ構築後は、投資機会が消失していないか、運用会社の実力・投資手法は変わっていないかをモニタリングします。モニタリングの結果、投資対象としてふさわしくないと判断した場合には、適宜、投資機会、運用会社の入れ替えを行います。
投資機会とリスクの特定には下記基準を設けます。

現在注目する投資機会

HC注目 セクター

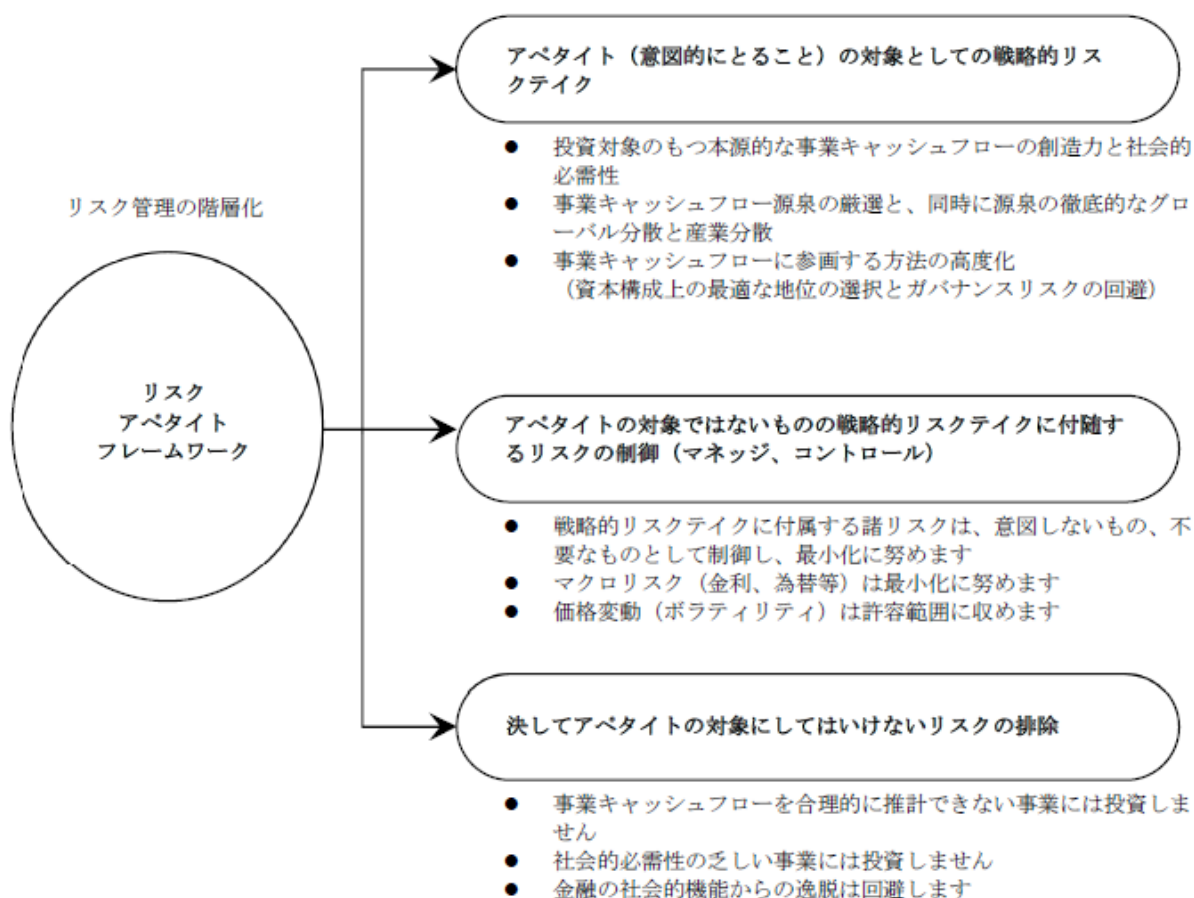
	北米	欧州	日本	アジアエマージング
国債 政府機関債(Agency MBS含む)	Sit Custom Alpha IRM			NBM Lombard Odier
投資適格社債				
ハイイールド債	Arena Short Dur			
資産担保証券(ABS)		Aegon European ABS Schroder		
個人事業主向けローン	Colchis RBLF			
法人向けローン (シニアローン)	SRLN Kayne BDC			
株式(上場株)			リソナ リサーチα	
不動産(REIT)				

欧米で利下げが実施されていますが、長短金利差は僅かで、短期債や変動利付債に注目しつつ、金利リスクの抑制を図ります。ヘッジコストは高止まりしているため、通貨分散のためユーロ建債券を一部組み入れ。外貨の部分為替ヘッジは継続します。

企業の資金調達には過去ほど柔軟ではなく、借入コスト負担は高まっているため、過度な信用リスクは取らない方針です。ただし、利回りの魅力度が高いシニアローンは限定的に組み入れ、BDCは中小企業の与信分析力の高い運用会社を組入れ対象とします。

米国の高利回り住宅ローン債券や欧州の短期売掛債権を裏付けとするABSは元利弁済の確からしさが高く、投資妙味があります。その他、個人向けローンは安定インカムが期待できます。その他短期ハイイールド債の組み入れを検討します。

投資哲学



（2）【ファンドの沿革】

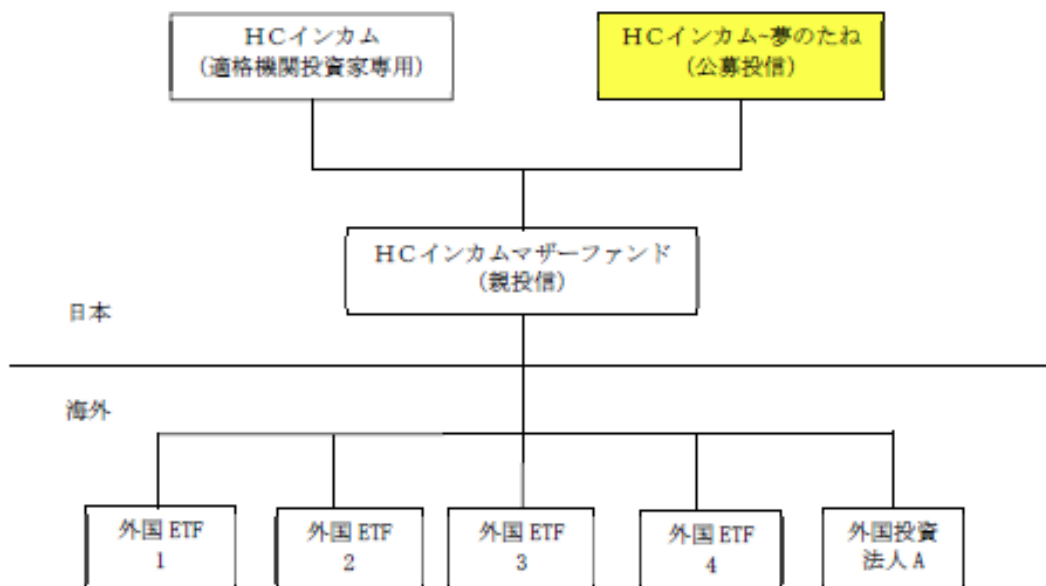
2021年 11月 1日 信託契約締結、設定、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（HCインカム～夢のたね）とし、その資金をマザーファンド（HCインカムマザー）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。HCインカムは、公募投信のみならず適格機関投資家向け私募投信を設定します。

スキーム図



② ファンドの関係法人

当ファンドの関係法人とその名称、関係業務および運営の仕組みは、次のとおりです。

a. HCアセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

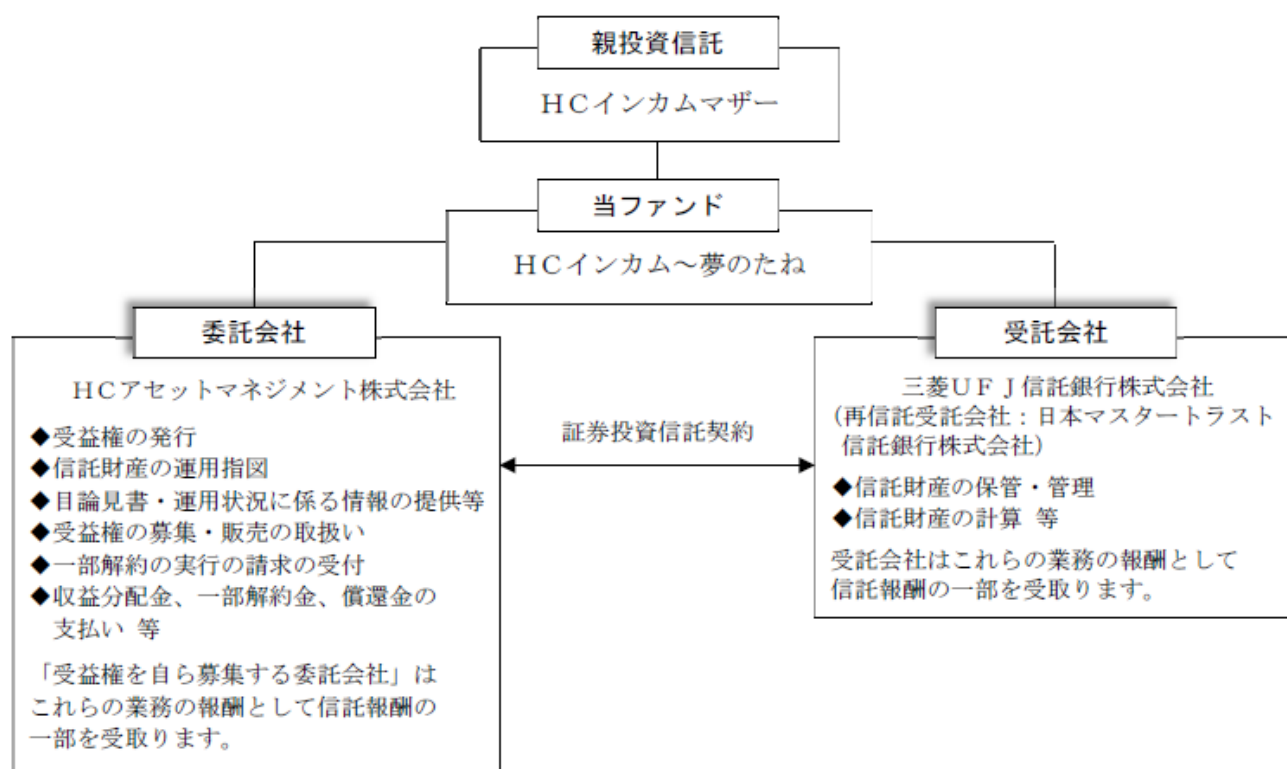
当ファンドの委託会社として、当ファンドの受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用状況に係る情報の提供を行います。また、自己の発行した当ファンドの受益権を自らが募集するため、販売会社の機能（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・一部解約金・償還金等の支払い等）も有しています。

b. 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として、当ファンドの信託財産の保管・管理、信託財産に関する計算等を行います。

ファンドの関係法人



③ 委託会社の概況

a. 名称

H Cアセットマネジメント株式会社

b. 本店の所在の場所

東京都千代田区神田神保町二丁目11番地 住友商事神保町ビル4F

c. 資本金の額（2025年3月末現在）

2億1,280万円

d. 委託会社の沿革

2002年11月29日 H Cアセットマネジメント株式会社設立
 2003年 1月23日 投資顧問業者として登録、投資助言・代理業を開始
 2003年 4月10日 投資顧問業として認可取得
 2013年10月10日 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業を登録
 2018年 6月13日 一般社団法人投資信託協会加入
 2022年12月23日 第一種金融商品取引業を廃止（第二種金融商品取引業はそのまま）
 日本証券業協会脱退、日本投資者保護基金脱退

e. 大株主の状況（2025年3月末現在）

氏名または名称	住所または所在地	所有株数	割合
森本 紀行	茨城県北相馬郡	1,443株	53.74%
田口 弘	東京都渋谷区	864株	32.17%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 投資方針

当ファンドは、長期にわたり安定的に2-3%の運用収益を実現するため、資産価値を保全しつつ事業キャッシュフローや資産キャッシュフローの安定的稼得を目指します。複数のファンドを通じ、キャッシュフローの安定性と予測可能性が高い投資対象を選択し、最も有利と考えられる方法で投資します。

② 運用方法

a. 投資対象

「HCインカムマザー」の受益証券を主要投資対象とします。

b. 投資態度

- ① マザーファンドの受益証券を通じて、日本を含む世界のインカム（利金・配当金・賃料等）を生む債券、株式、不動産等の多様な投資対象に分散投資し、安定したインカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 外貨建て資産については、直接為替ヘッジは行わず、マザーファンドにおいて原則として為替ヘッジを行います。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、当ファンドが償還の準備に入ったとき、または信託財産の規模によっては、現金比率が一時的に高まる可能性があります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によってはインカムが安定しない時期があり得ます。

<参考情報> マザーファンドの投資方針

① 投資方針

- ・長期にわたり安定的な2-3%の運用収益を実現するため、資産価値を保全しつつ事業キャッシュフローや資産キャッシュフローの安定的稼得を目指します。
- ・複数のファンドを通じ、生活の必需に基づく事業で、創造されるキャッシュフローの安定性と予測可能性が高い領域を選択し、最も有利と考えられる方法で事業キャッシュフローへ参画します。

② 運用方法

a. 投資対象

長期的にインカムを獲得しうる運用戦略の投資信託証券を主要投資対象とします。
現時点での組入れ候補ファンドは下記のとおりです。

銘柄	種類	資産	通貨
Colchis RBLF Ltd	投信	米国短期有担保ローン	USD
Aegon European ABS Fund I EUR	投信	欧州ABS	EUR
Sit Custom Alpha Fund	投信	米国高クーポンMBS	USD
Schroder International Selection Fund Securitised Credit	投信	グローバルMBS	USD
IRM US Bond Fund	投信	米国短期債券	USD
りそな国内株式リサーチαファンド（適格機関投資家専用）	投信	日本株	円
SPDR Blackstone Senior Loan ETF (SRLN)	ETF	米国シニアローン	USD
Lombard Odier Asia Investment Grade Bond	投信	アジア債券	USD
Arena Short Duration High Yield (Cayman) Fund	投信	米国短期ハイイールド債券	USD
Kayne Anderson BDC, Inc.	株式	米国中小企業ローン	USD

・種類：ETF＝上場投資信託（投資証券）、投信＝りそなは投資信託受益証券、IRM、Sitは外国投資信託受益証券、その他は投資証券

現組入れ候補ファンドの概要

Colchis RBLF Ltd

分類	追加型投信／米国／ローン
ファンド形態	ケイマン籍会社型投信
ファンドの目的	安定した元利弁済型キャッシュフローを創出するべく、住宅改装費用のための短期つなぎ融資に注目し、不動産融資プラットフォームを通じて、迅速かつ厳格なビッグデータ分析で高度に分散されたポートフォリオを構築し、安定的なインカム収入を確保します。目標リターンはドル建て8-12%。

運用方針	米国における不動産物件を改装販売する地元不動産業者に対して、取得、修繕費用平均\$200k-\$350kのローンを提供するプラットフォーム会社に対する融資を行います。プラットフォーム会社は不動産売却時に弁済を受け、目標回収期間は1年です。
投資対象	米国小口ローン
信託期間	無期限
運用会社	Colchis Capital Management, L.P.
保管銀行	JPMorgan Chase Bank, N.A.
管理事務代行会社	Opus Fund Services (Bermuda) Ltd.
設定日	2020/7/16
決算日	12月31日

Aegon European ABS Fund I EUR (Aegon European ABS)

分類	追加型投信/欧州/債券
ファンド形態	アイルランド籍会社型投信
ファンドの目的	欧州にて発行された資産担保証券（ABS）に投資し、インカム収益を追求します。
運用方針	ニッチな資産である欧州の資産担保証券のうち、弁済優先度の高い投資適格以上の債券に投資しインカムの獲得を目指します。投資対象は原則変動金利債とし、金利リスクは抑制します。
投資対象	欧州ABS
信託期間	無期限
運用会社	AEGON INVESTMENT MANAGEMENT B.V.
保管銀行	CITI DEPOSITARY SERVICES IRELAND DESIGNATED ACTIVITY COMPANY
管理事務代行会社	CITIBANK EUROPE PLC
設定日	2016/3/18
決算日	12月31日

Sit Custom Alpha Fund

分類	追加型投信／米国／債券
ファンド形態	ケイマン籍契約型投信
ファンドの目的	発行から10年超経過した高利率の米国期近MBSの中から、期前償還リスクの低い銘柄を厳選することで、元本の保全に留意しつつ、長期安定的なインカム収入の獲得を目指します。目標リターンはドル建て4-5%。
運用方針	6兆ドルのエージェンシーMBS市場の中から、借り換えの手間等の借り手事情を背景に、金利が低下しても早期償還が行われにくいMBSを取得し、満期まで保有して堅調なインカム収入の確保を目指します。
投資対象	米国Agency MBS
信託期間	無期限
運用会社	Sit Fixed Income Advisors II, LLC
保管銀行	Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.
管理事務代行会社	MUFG Fund Services (Cayman) Limited
設定日	2021/5/12
決算日	12月31日

Schroder International Selection Fund Securitised Credit

分類	追加型投信／グローバル／債券
ファンド形態	ルクセンブルク籍会社型投信
ファンドの目的	欧米の証券化商品に投資を行い、インカム益を中核にリターンの獲得を目指します。

運用方針	投資対象は裏付け資産のキャッシュフローを収益源泉とする証券を中心とし、幅広いサブセクターの魅力度を相対比較した上で、柔軟に配分します。投資対象は実物資産が担保になっているものを原則とし、学資ローンや消費者ローンのABSはほとんど保有せず。一部投資適格未満や無格付に投資許容しつつ、原則投資適格以上の債券でポートフォリオを構築します。
投資対象	グローバルMBS
信託期間	無期限
運用会社	Schroder Investment Management North America Inc.
保管銀行	J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch
管理事務代行会社	J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch
設定日	2017/9/6
決算日	12月31日

IRM US Bond Fund

分類	追加型投信／米国／債券
ファンド形態	ケイマン籍契約型投信
ファンドの目的	米国中期債戦略。地方債などのサブセクターを含む投資適格債券を対象に投資を行い、市場サイクルのどの局面においても優れたリターンの獲得を目指します。
運用方針	米国債券の広いユニバースの非効率性を利用し、セクター対比で割安にみられているセクター、銘柄をベンチマークにとらわれない配分を行います。特に大手運用会社と比較しても相対的に運用規模が小さいため、ニッチな資産担保証券サブセクターへ投資可能であり、かつチームの意思決定も迅速かつ柔軟に設計します。
投資対象	米国債券
信託期間	無期限
運用会社	Income Research + Management
保管銀行	Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.
管理事務代行会社	MUFG Fund Services (Cayman) Limited
設定日	2023/3/15
決算日	12月31日

りそな国内株式リサーチαファンド（適格機関投資家専用）

分類	追加型投信／日本／株式
ファンド形態	国内籍契約型投信
ファンドの目的	課題を抱え割安になっている国内株式の割安理由が解消される過程において得られる超過収益を追求します。
運用方針	企業が割安となっている理由を特定し、その理由が解消できると考えられる銘柄に投資を行います。事業構造改革、実力の再評価、価格調整行き過ぎの修正を主要な割安要因とし、定量指標よりも定性的な原因を重視して判断します。
投資対象	日本株式
信託期間	無期限
運用会社	りそなアセットマネジメント株式会社
保管銀行	株式会社日本カストディ銀行
管理事務代行会社	株式会社日本カストディ銀行
設定日	2020/6/12
決算日	3月10日

SPDR Blackstone Senior Loan ETF (SRLN)

分類	追加型投信／米国／ローン
ファンド形態	上場投資信託（ETF）

ファンドの目的	マスターファンドであるBlackstone / GSO Senior Loan Portfolioを通してレバレッジド・ローンに投資し、Markit iBoxx米ドル建てリキッド・レバレッジド・ローン指数およびS&P/LSTA U.S.レバレッジド・ローン100指数を上回ることを目的とする。
運用方針	マスターファンドであるBlackstone / GSO Senior Loan Portfolioを通して資産の80%以上をレバレッジド・ローンに投資します。
投資対象	米ドル建レバレッジド・ローン
信託期間	無期限
運用会社	SSGA Funds Management, Inc
保管銀行	State Street Bank and Trust Company
管理事務代行会社	SSGA Funds Management, Inc
設定日	2013/4/3
決算日	6月30日

Lombard Odier Asia Investment Grade Bond

分類	追加型投信／アジア／債券
ファンド形態	ルクセンブルク籍会社型投信
ファンドの目的	アジア諸国の経済成長と市場の非効率性に着目し、割安で取引される債券に投資することでトータルリターンの獲得を目指します。
運用方針	ベンチマークにとらわれずに、国、業種、年限、満期の異なる債券の中から、市場環境の変化に応じて最適な債券を積極的に選別します。投資適格債に限定し、格下げの場合はBB格を最大10%とし、新発債や劣後債にも配分します。主なリターンの源泉は銘柄のクレジットスプレッドの縮小、地域セクター配分です。
投資対象	アジア債券
信託期間	無期限
運用会社	Bank Lombard Odier & Co Ltd
保管銀行	CACEIS Bank, Luxembourg Branch
管理事務代行会社	CACEIS Bank, Luxembourg Branch
設定日	2019/12/1
決算日	9月30日

Arena Short Duration High Yield (Cayman) Fund

分類	追加型投信／米国／債券、ローン
ファンド形態	ケイマン籍ユニットトラスト
ファンドの目的	米国短期ハイイールド債券及びローンに広く分散投資することで資産保全を図りつつ、構造的に売られやすいイールドカーブ上の2-3年ゾーンに注目し、インカム収入の最大化を目指す。
運用方針	元利払いの確からしさを確保するためハード・アセットを持つ企業に注目します。信用機関の格付けのみに依存するのではなく、独自の信用スコアを割り当て評価し、確信度を高めます。残存年数の短い銘柄、割安で放置されやすい状態に着目し、ミスプライス解消に伴う利益獲得を目指します。
投資対象	米国債券、ローン
信託期間	無制限
運用会社	Arena Capital Advisors, LLC
保管銀行	Wells Fargo Bank
管理事務代行会社	Citco Fund Administration (Cayman Islands) Limited
設定日	2017/3/1
決算日	12月31日

Kayne Anderson BDC, Inc.

分類	上場株式／米国／法人向けローン
----	-----------------

ファンド形態	上場株式（BDC）
ファンドの目的	米国中堅企業へ融資することで、利子収入の獲得を目指します。
運用方針	堅固なキャッシュフローを有するニッチで有力な企業に融資することで、景気循環に左右されず安定的な利子収入を確保します。プライベートエクイティファンドが企業オーナーとなっている案件（スポンサード）中心で、ノンスポンサーの場合は強固な経営力を有する企業を対象とします。
投資対象	米国中小企業ローン
信託期間	無期限
運用会社	Kayne Anderson BDC, Inc.
保管銀行	State Street Bank and Trust Company
管理事務代行会社	KA Credit Advisors, LLC, City National Bank
設定日	2021/2/5
決算日	12月31日

b. 投資態度

- ① 別に定める投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界のインカム（利金・配当金・賃料等）を生む債券、株式、不動産等の多様な投資対象に分散投資し、安定したインカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② 安定的な運用収益を実現できるよう、市場環境に応じて組み入れる投資信託証券の配分比率を調整します。インカム源泉が偏らないよう、リスク分散に留意します。
- ③ 投資信託証券は、欧米やアジアの債券やローン、株式、不動産に投資するものを対象とします。市場環境に応じて、別に定める投資信託証券の追加や変更を行います。
- ④ 投資信託証券が外貨建てである場合、為替ヘッジ取引を活用し、外貨の変動リスクは抑制します。ヘッジ比率は95%を目途とします。ヘッジコストの水準によっては、ヘッジ比率を見直すことがあります。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、当ファンドが償還の準備に入ったとき、または信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によってはインカムが安定しない時期があり得ます。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権（イおよびハに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、H Cアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④ 金融商品による例外的な運用指図

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報> マザーファンドの投資対象

① 投資対象とする資産の種類

マザーファンドにおける投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権（イおよびハに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

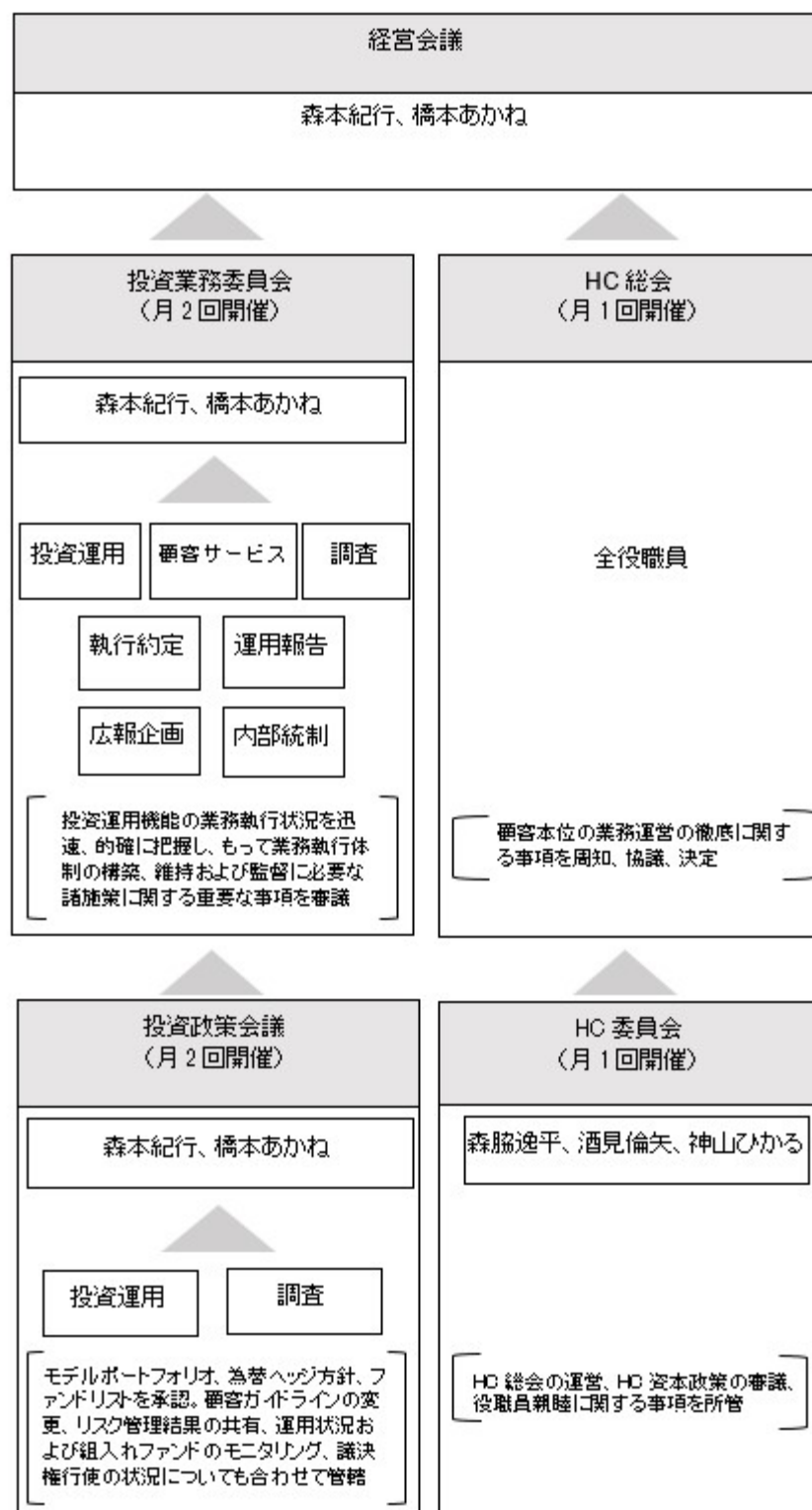
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④ 金融商品による例外的な運用指図

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

① 当ファンドに関する委託会社の運用体制



HCアセットマネジメントでは、上記の機能担当者が、投資機会の発掘、運用方針の策定、約定、計測、運用報告、お客様サービスを担当します。

- 毎月2回開催される投資政策会議は、議決権を持つ2名の取締役と投資運用、調査担当で構成されます。投資機会の特定、運用方針（モデルポートフォリオ）、為替ヘッジ方針、ファンドの選定、投資ファンドのモニタリングにつき議決報告され、承認されます。ポートフォリオマネジャーは、運用目標を実現するために、投資機会を特定し、適切な分散を図り、実損の可能性を最小化する方法を検討のうえモデルポートフォリオを定めます。投資政策会議決定事項は経営会議報告事項です。

- ・毎月2回開催される投資業務委員会は、議決権を持つ2名の取締役と投資運用機能の各業務責任者で構成され、投資判断以外の業務遂行状況、プロジェクト、業務改善計画の実施状況が経営会議付議報告されます。
- ・月次に作成する運用状況に係る情報確認時に、投資運用部門全体で、運用の成果を確認するとともに運用委託契約やファンドの投資基本方針、投資対象および投資制限に沿う形で行われているか、遵守状況の確認を行います。
- ・また、フィデューシャリー・デューティーを企業文化として定着ならしめるため、HC総会を毎月開催し、業務運営における実践状況の評価を行い、役職員間で共有します。

《社内規程》

以下の規程等に基づき運営しています。

- ・投資運用業に係る業務運営規程
- ・投資信託委託業に係る業務運営規程
- ・有価証券の募集に係る業務運営規程
- ・顧客管理に関する規程
- ・分別管理に関する規程
- ・投資運用業に関する従業員服務規程
- ・有価証券等の募集又は私募に関する従業員服務規程
- ・経営リスク管理基本方針
- ・投資運用リスク管理規程
- ・流動性リスク管理規程
- ・情報・文書管理規程（個人情報管理規則、マイナンバー取扱規則）
- ・内部監査規程
- ・反社会的勢力への対応に関する規程

《受託銀行に関する管理体制について》

信託財産の管理業務の遂行能力として、受託銀行の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証し、定期的な資産残高照合等を通じて業務が適切に遂行されているかの確認を行います。また、内部統制報告書を定期的に入手し、報告を受けています。

（注）上記の運用体制は提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

当ファンドは、分配再投資型で、現金分配は行いません。

年1回の決算時（3月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）と売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- b. 収益分配金額は、上記a.の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- d. 収益の分配は行わない可能性があります。

（5）【投資制限】

① 当ファンドの信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- a. マザーファンドを通じた投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。
- b. デリバティブの直接利用は行いません。
- c. 株式への直接投資は行いません。
- d. 外貨建て資産への直接投資は行いません。ただし、マザーファンドを通じた外貨建て資産への実質投資割合については制限を設けません。
- e. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

a. 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じて行う場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考情報> マザーファンドの投資制限

① マザーファンドの信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- a. 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- b. 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- c. 外貨建て資産への投資割合については制限を設けません。
- d. デリバティブの直接利用は行いません。
- e. 株式への直接投資は行いません。
- f. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

a. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

b. 外国為替予約取引の指図

1. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額について、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

- ・当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として国内外の債券、株式、不動産への投資を行いますので、組み入れた有価証券の値動き（外貨建資産には為替変動もあります。）により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。
- ・当ファンドは、元本が保証されていない金融商品であり、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。
- ・運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。
- ・当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、当ファンドは、投資者保護基金の支払いの対象でもありません。
- ・当ファンドに、クーリング・オフの適用はありません。

※当ファンドのリスクは以下のとおりです。なお以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

1. 信託約款に規定する「別に定める投資信託証券」（当ファンドの投資対象）における投資リスク

・債券投資に伴うリスク

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利金および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、公社債の価格は大きく下落します（利金および償還金が支払われないこともあります）（ハイイールド債や新興国債券等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、このようなリスクがより高いものになると想定されます）。

組入公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となり、その結果、お客様の投資元本を割り込み、損失を生じることがあります。

また、債券の償還前に発行体が抽選償還や繰上げ償還を行うことにより、予定していた期間や利回りでの運用ができなくなる場合のほか、市場規模や取引量が少なく、流動性が低いことにより、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合や売却したいときに売却できなくなる場合があります、その結果、お客様の投資元本を割り込み、損失を生じることがあります。

・外貨建て投資に伴うリスク（為替変動リスク）

投資信託証券の外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高の方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、その結果、お客様の投資元本を割り込み、損失を生じることがあります。

・為替ヘッジに伴うリスク

当ファンドはマザーファンドを通じて、原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行います。が、全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、その結果として当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

・株式投資に伴うリスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることがあります）。

組入銘柄の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となり、その結果、お客様の投資元本を割り込み、損失を生じることがあります。

また、市場規模や取引量によっては、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合や売却したいときに売却できない場合があります、その結果、お客様の投資元本を割り込み、損失を生じることがあります。

・不動産関連投資に伴うリスク

不動産の価値および当該不動産から得られる収入は、公示地価、基準地価等の指標に係る変動、金利動向や経済、社会情勢等、およびテナントや債務者等の資力の悪化等による債務不履行、ならびに火災、自然災害等に伴う滅失・毀損・劣化、欠陥・瑕疵の発見、立地条件の変化等を受けて変動し、その結果、お客様の投資元本を割り込み、損失を生じることがあります。

また、市場規模や不動産の特性により譲渡先や代替テナントが限定され、本来想定される価値と乖離した水準での契約となる場合や契約締結までに時間を要する場合があります、その結果、お客様の投資元本を割り込み、損失を生じることがあります。

さらに、規制強化や新たな規制の適用により、不動産等の価値や当該不動産から得られる収入が低下・減少し、その結果、お客様の投資元本を割り込み、損失を生じることがあります。

・カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額の予想外の下落や流動性の低下が生じ、当ファンドの投資方針に沿った運用が困難となることがあります。特に新興国においては、欧米等の先進国と比較して、非常事態等の発生や決済の遅延・不能等の発生の可能性が高く、より大きなカントリーリスクが伴い、基準価額に悪影響を与える可能性があり、その結果、お客様の投資元本を割り込み、損失を生じることがあります。

- ・システム障害等の市場リスク

取引システム、もしくは取引所、金融商品取引業者および顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消し等が行えない可能性があり、その結果、お客様の投資元本を割り込み、損失を生じることがあります。

- ・運用組織・人材に関するリスク

投資信託が長期にわたって運用されていく中で、運用担当者が交代することもあります。その場合に、投資信託が保有する金融商品等の入替えが行われることがあります。

- ・戦略・スキルに関するリスク

投資信託証券の運用戦略や運用スキルは、今後変更される可能性があります。

投資信託証券の運用会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込みの受付けを中止する場合や、既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。また、同様の理由により、解約の申込みの受付けを中止する場合があります。

さらに、運用会社は、受益者のために有利と認める場合、その他やむを得ない事情等が発生したときは、運用期間の途中でも運用を終了し繰上償還させる場合があります。

- ・買付・解約に伴うリスク

投資信託証券の追加設定および一部解約による資金の流出入に伴い、基準価額が大幅に変動する場合があります。また、投資信託証券によっては、投資後の一定期間は解約できないという条件（解約制限）等が付されるものもあります。

- ・ゲート条項リスク

投資信託証券の投資家による解約請求が集中し、投資信託証券の保有資産の流動性に影響が生じる場合等に運用会社の裁量により解約制限オプションが発動されることがあります。この解約制限オプションの発動により、投資時に明確化されていない解約制限が事後的に付され、想定していた時期に解約や現金化を行えず、その結果、損失を生じることがあります。

2. その他留意事項－流動性及び解約制限に関する事項－

- ・投資信託証券によっては、投資対象とする資産の市場規模や取引量が少なく、その流動性の低さから現金が必要な時に資産を売却できず現金化できない場合があります。また、通常は流動性の高い資産であっても、原油価格の下落、通貨・金融危機、その他経済情勢の悪化等により、流動性が急激に低下・悪化するリスクを有する資産もあります。

なお、流動性がない、もしくは流動性に乏しい外国投資事業有限責任組合（以下「LPS」といいます。）に投資信託を通じて投資する場合、当該LPSの存続期間中は解約出来ないため、第三者への売却により処分することがありますが、その際、本来想定される価値と乖離した水準での売却となる場合や売却に時間を要することとなる場合があります、その結果、お客様の投資元本を割り込み、損失を生じることがあります。

- ・当ファンドは毎営業日に基準価額を算出、公表を行いますが、取得申込および解約請求は毎月第1営業日とします。そのため、解約請求の時期によっては、お客様の解約請求から解約代金の支払いまで1か月以上の期間を要することがある点にご注意ください。

- ・当ファンドがマザーファンドを通じて投資する投資信託証券では、毎営業日に基準価額が算出されず、算出頻度が週次、月次のものもあるため、投資信託証券の価格変動が直ちには反映されないことがある点にご注意下さい。金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるとき、または一部解約等により、マザーファンドを通じた組入れ有価証券への実質的な投資比率が50%を下回る、もしくは下回る恐れがあると委託会社が判断した場合には当該状態が解消されるまでの期間、一部解約請求の受付を中止することができます。当該一部解約請求の受付が中止された場合には、お客様は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。営業日は、東京の銀行休業日、ニューヨーク、ユーロネクストの銀行休業日が重複する日を除きます。

- ・ただし、お客様がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の一部解約請求受付日に一部解約請求を受け付けたものとして、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。したがって、解約請求を頂いた時点の基準価額と、実際にお客様の解約に適用される基準価額が大きく異なる場合がある点にご注意下さい。

- ・委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、受益者の一部解約金の合計額が、投資信託財産の純資産総額の20%を超える場合には、各受益者の一部解約金を投資信託財産の純資産総額の20%相当額の中で比例配分した額に一部解約金額が減額され、当該一部解約申込額の残余部分は、

翌月の一部解約請求受付日での一部解約に繰り越します。この方法で一部解約金額が減額され、当該一部解約申込額の残余部分が繰り越された場合には、お客様は当該減額以前に行なった一部解約請求を撤回することができます。

- ・ただし、お客様がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約申込額の残余部分の価額は、当該繰り越し後の最初の一部解約請求受付日に当該残余部分に係る一部解約請求を受け付けたものとして、当該繰り越し後の最初の一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。したがって、当該残余部分については、解約請求を頂いた時点の基準価額と、実際にお客様の解約に適用される基準価額が大きく異なる場合がある点にご注意下さい。
- ・マザーファンドに投資する別の投資信託証券の追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（2）リスク管理体制

1. 投資運用リスクの定義と評価

リスク区分	定義	評価の視点
本源的リスク	付加価値源泉となるリスクテイクの対象 (戦略的リスクテイクの対象)	・目標利回りの妥当性 ・投資対象の確からしさの検証（裏付けとなる資産、投資するのはキャピタルストラクチャーのどこか） ・本源的リスクテイクを付加価値に転換するために必要な運用会社のスキル、リソース
付随リスク	管理するべきリスク項目 (リスクテイクに不可避免的に付随するリスクであって、意図せざるもの、不要なものとして、制御され、最小化されるべきもの)	・管理すべき付随リスク（市場リスク、金利リスク、借換リスク、規制リスク、ガバナンスのリスク等） ・付随リスクがどのように管理抑制されているか
非本源的リスク	決して手を出してはならない領域 (戦略的リスクテイクの対象に含まれていないもの)	本来の投資対象から逸脱した投資の有無

投資対象ファンドはリスク区分ごとの評価の視点を総合的に勘案して評価されます。リスクテイクの段階で、「取るべき本源的リスク」、「本源的リスクを取る際に付随するリスクで制御すべきリスク」、「決して取ってはいけない非本源的リスク」を明確にするためリスクアペタイトフレームワーク（以下「RAF」といいます。）を用いており、RAFによってリスクの所在の特定と共有が行われます。

当社は投資政策会議での意思決定時に、RAFに沿ってリスクテイクを行うことがリターン管理であり、結果として能動的なリスク管理であると考えているため、RAFに沿ったリスクテイクである限り、定量的なパフォーマンス評価はあくまで参考情報という位置づけとなります。

流動性リスクの管理

流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急対応策の策定・検証等を行います。投資運用リスクの業務担当が流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理を行い、取締役会が監督します。

2. リスクへの対応

① 主管する業務担当

経営リスクおよび投資運用リスクについては、それぞれのリスクを主管する業務担当を以下のように定めています（「経営リスク管理基本方針」、「投資運用リスク管理規程」、「流動性リスク管理規程」）。

- ・経営リスクの業務担当
経営リスクのうち投資運用リスクに関するものは投資業務委員会、それ以外は総務企画委員会が担当しています。
- ・投資運用リスクの業務担当
投資運用機能の投資運用、調査、内部統制（リスク管理）が担います。

② 報告体制・会議体

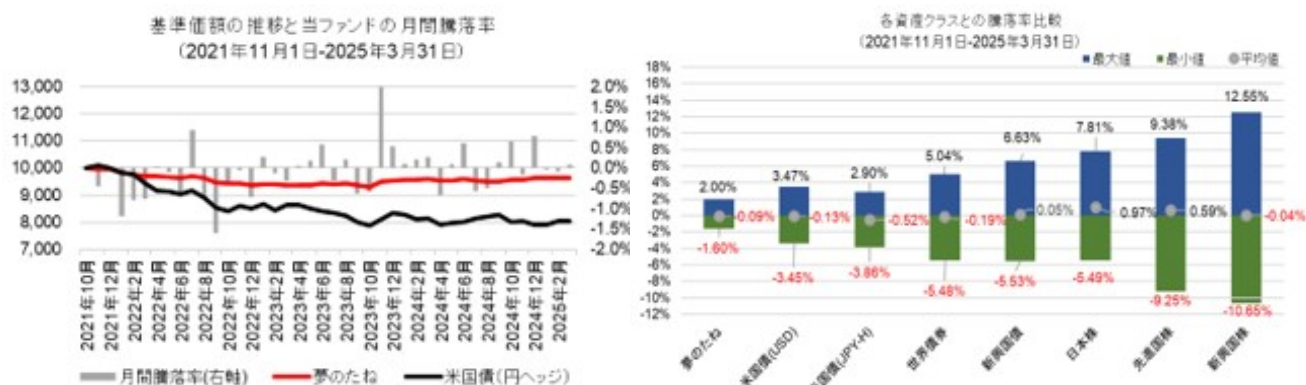
経営リスクは、該当する事項を認識した各業務機能から担当する各委員会（投資運用リスクに関するものは投資業務委員会、それ以外は総務企画委員会）に対し報告されます。各委員会に報告された経営リスクは、「経営リスク報告」としてまとめられた後、経営会議を経て月次で開催される定例取締役会で報告されています（「経営リスク管理基本方針」）。

投資運用リスクは、調査による上述（1）③リスクアペタイトフレームワークに基づく投資対象のモニタリング、および定量的なパフォーマンス評価による運用実績の分析・評価が行われた後、投資政策会議に報告されます（「投資運用リスク管理規程」）。

なお、投資業務委員会が各業務機能からの報告の集約および情報共有を行い、投資政策会議が対応策を審議し必要に応じて経営会議に報告することと定められています（「投資運用リスク管理規程」）。

【参考情報】

FO 6 代表的な資産クラスとの騰落率基準価額・純資産の推移（期間：2021/11/1-2025/3/31）
ファンド設定来5年未満であるため、設定来の基準価額推移と月間収益率を表示しています。



- ・当ファンドは長期的に年率2-3%の利回りを目指す戦略であるためベンチマークはありません。参考指標として Bloomberg米国総合指数円ヘッジ推移を併記しています。
- ・分配は行っていないため分配金再投資のリターンは上記当ファンドのリターンと一致します。
- ・各月末における月間騰落率の最大値（上段）、最小値（下段）、平均値（中段灰丸）を表示したものです。
- ・全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

《各資産クラスの指数》

米国債	ブルームバーグ米国債総合指数（USDベース）と（円ヘッジ）
世界債券	ブルームバーググローバル総合USDヘッジ（USDベース）
新興国債	ブルームバーグ新興国市場（USDベース）
日本株	TOPIX配当込み指数
先進国株	ブルームバーグ先進国市場大中型株トータルリターン（配当込、USDベース）
新興国株	ブルームバーグ新興国市場大中型株トータルリターン（配当込、USDベース）

＊インカムを追求することで、米国債より価格変動を抑制することを目指しています。

- ・ブルームバーグ債券インデックス ブルームバーグ株式インデックス
「ブルームバーグ（Bloomberg®）」は、ライセンス管理者であるブルームバーグインデックスサービスリミテッド（Bloomberg Index Services Limited）を含むブルームバーグ・ファイナンスLP（Bloomberg Finance L.P.）およびその関連会社のサービスマークです。ブルームバーグ債券インデックスおよびブルームバーグ株式インデックスは、ライセンス管理者によって特定の目的で使用するためのライセンスが付与されています。ブルームバーグは、ブルームバーグインデックスに関連するデータまたは情報の適時性、正確性、または完全性を保証するものではありません。
- ・TOPIX（配当込）
「TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利は東証が有しています。東証は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。東証は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。」

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の信託報酬率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。
- ② 信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
- 信託報酬の配分は、ファンドの純資産総額の残高に応じて次のとおりとします。
- 段階料率です。

ファンドの 純資産総額	500億円 以下の場合	500億円超 1,000億円 以下の場合	1,000億円超 1,500億円 以下の場合	1,500億円超 2,000億円 以下の場合	2,000億円 超の場合
信託報酬率	年1.133% （税抜年 1.03%）	年1.023% （税抜年 0.93%）	年0.913% （税抜年 0.83%）	年0.803% （税抜年 0.73%）	年0.693% （税抜年 0.63%）
<委託会社 （販売会社）>	年1.00% （税抜）	年0.90% （税抜）	年0.80% （税抜）	年0.70% （税抜）	年0.60% （税抜）
<受託会社>	年0.03% （税抜）	年0.03% （税抜）	年0.03% （税抜）	年0.03% （税抜）	年0.03% （税抜）

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<受託会社>
・ ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定報告等の作成、基準価額の算出等 ・ 購入後の情報提供、運用状況に係る情報の提供、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	・ ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

③ （参考情報）組入ファンドの経費率（年率）

戦略		ファンド略称	通貨	HCインカム			
				配分 %	組入ファンド経費率%		
					総経費率	うち 運用報酬	その他 経費
債券	米国期近モーゲージ	Sit Custom Alpha	USD	13.30	1.77	1.12	0.65
	グローバルMBS	Schroder Securitised IG	USD	11.10	0.16	0.09	0.07
	欧州ABS	Aegon European ABS	EUR	18.90	0.26	0.21	0.05
	米国短期債券	IRM US Bond	USD	9.90	0.65	0.14	0.50
	iシェアーズドル建てアジア債券	N6M	USD	1.80	0.22	0.20	0.02
ローン	ブラックストーン米国ローン	SRLN	USD	4.80	0.57	0.57	0.00
	米国短期有担保ローン	Colchis RBLF	USD	33.20	2.88	1.82	1.05
株式	日本株	りそな国内株式 割安株(リサーチα)	円	5.40	0.69	0.65	0.04
現金			円	1.60	0.00	0.00	0.00
HCインカム			円	100.0	1.39	0.88	0.51

- ・ 配分比率は期中平均配分比率に基づき算出しています。
- ・ 最新の監査報告書は未発行につき、Sitは2023年12月、りそなは2024年3月の実績を参照しています。
- ・ Colchis RBLFの運用報酬は、成功報酬を含みます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。ただし、ファンド残高が一定規模になるまで、委託者が負担します。

※上記費用の総額につきましては、お客様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

① 個別元本について

- a. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

- ◆ 所得税については、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

a. 個人の受益者に対する課税

1. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

2. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）等を含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（特定公社債（国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債等、一定の公社債をいいます。）および公募公社債投資信託）の利子所得および譲渡益（全て申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等および特定公社債等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡損益との損益通算はできません。本制度は現状ご利用になれません。

b. 法人の受益者に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※「課税上の取扱い」の内容は提出日現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

5【運用状況】

以下は第4期2025年3月25日現在の運用状況です。

また、投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいいます。小数点以下第2位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

2025年3月25日現在

項目	期首評価額 千円	期首比率 %	当期末評価額 千円	当期末比率 %
HC インカムマザー	198,199	99.3	357,731	99.4
コール・ローン等、その他	1,459	0.7	2,290	0.6
投資信託財産総額	199,659	100.0	360,021	100.0

- ・ 金額の単位未満は切り捨て。
- ・ HC インカムマザーにおいて、当期末における外貨建て純資産（355,210千円）の投資信託財産総額（379,326千円）に対する比率は93.6%です。
- ・ 外貨建て資産は、期首、期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。
- ・ 換算レート：1ドル=150.95円、1ユーロ=163.07円

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	通貨	数量 千口	上段 簿価（各通貨建て） 下段 評価（各通貨建て）		邦貨換算 評価額 千円	投資 比率 %
						単価	金額		
							千円		
1	日本	投資信託 受益証券	HC インカムマザー	円	356,910	9,879	352,592	357,731	99.4
						10,023	357,731		

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考情報> マザーファンドの投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

以下、HC インカムマザーが保有する銘柄を表示しています。

	国／ 地域	種類	銘柄名	通貨	数量	上段 簿価（各通貨建て） 下段 評価（各通貨建て）		邦貨換算 評価額 千円	投資 比率 %
						単価	金額		
							千単位		
1	米国	投資証券	Colchis RBLF Ltd	USD	645	1,211.960000	782	125,667	33.2
						1,289.692300	832		
2	欧州	投資証券	Aegon European ABS Fund Class I	EUR	36,392	11.720000	426	71,635	18.9
						12.071000	439		
3	米国	投資信託 受益証券	Sit Custom Alpha Fund	USD	4,714	71.190000	335	50,452	13.3
						70.892800	334		
4	米国	投資証券	Schroder International Selection Fund Securitised Credit	USD	2,207	122.710000	270	41,849	11.1
						125.576700	277		

5	米国	投資信託 受益証券	IRM US Bond Fund	USD	2,356	101.830000 105.073359	240 247	37,379	9.9
6	日本	投資信託 受益証券	りそな国内株式リサーチα ファンド(適格機関投資家専 用)	円	10,482,870	19,483.000000 19,483.000000	20,423 20,423	20,423	5.4
7	米国	投資証券	SPDR BLACKSTONE SENIOR LOAN	USD	2,940	41.860000 41.230000	123 121	18,297	4.8
8	アジア	投資証券	iShares J.P. Morgan USD Asia Bond ETF (N6M)	USD	4,620	9.480000 9.670000	43 44	6,743	1.8

邦貨換算評価金額に関しては、単位未満を切り捨てしています。

りそな国内株式リサーチαファンド(適格機関投資家専用)の単価は10,000口単位です。

種類別投資比率

種類	評価金額	投資比率(%)
投資証券	264,193,673	70.9
投資信託受益証券	108,256,224	29.1
	372,449,897	100.0

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2024年9月25日現在及び同日前1年以内における各月末並びに下記計算期間末日の純資産総額、1口当たりの純資産額の推移は下記の通りです。

		純資産総額 (円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定日	2021年11月1日	61,850,000	(同左)	1.0000	(同左)
第1期計算期末	2022年3月25日	138,008,935	(同左)	0.9668	(同左)
第2期（中間）	2022年9月25日	160,015,237	(同左)	0.9532	(同左)
第2期計算期末	2023年3月27日	160,794,816	(同左)	0.9338	(同左)
第3期（中間）	2023年9月25日	165,022,298	(同左)	0.9371	(同左)
第3期計算期末	2024年3月25日	198,595,495	(同左)	0.9609	(同左)
第4期（中間）	2024年9月25日	281,579,420	(同左)	0.9507	(同左)
第4期計算期末	2025年3月25日	358,095,273	(同左)	0.9631	(同左)
第4期	2024年3月29日	198,430,129	(同左)	0.9601	(同左)
	2024年4月30日	200,096,144	(同左)	0.9537	(同左)
	2024年5月31日	203,773,402	(同左)	0.9547	(同左)
	2024年6月28日	215,756,201	(同左)	0.9604	(同左)
	2024年7月31日	228,411,907	(同左)	0.9550	(同左)
	2024年8月30日	233,025,866	(同左)	0.9502	(同左)
	2024年9月30日	281,847,713	(同左)	0.9516	(同左)
	2024年10月31日	315,891,624	(同左)	0.9579	(同左)
	2024年11月29日	345,630,227	(同左)	0.9563	(同左)
	2024年12月30日	354,503,387	(同左)	0.9639	(同左)
	2025年1月31日	355,606,090	(同左)	0.9635	(同左)

	2025年2月28日	355,953,711	(同左)	0.9627	(同左)
	2025年3月25日	358,095,273	(同左)	0.9631	(同左)
第5期	2025年3月31日	358,241,955	(同左)	0.9635	(同左)

- ・ 基準価額は10,000口単位です。
- ・ 当ファンドは長期的に年率2-3%の利回りを目指す戦略であるため、ベンチマークや参考指数はありません。
- ・ 設定日の純資産は、設定元本を表示しています。

②【分配の推移】

決算期		基準価額 (分配落) 円	1万口当たりの分配金 円
設定日	2021年11月1日	10,000	—
第1期	2022年3月25日	9,668	0.0000
第2期	2023年3月27日	9,338	0.0000
第3期	2024年3月25日	9,609	0.0000
第4期	2025年3月25日	9,631	0.0000

第4期（2024年3月26日-2025年3月25日） 1万口当たり分配金0円

- ・ 分配金は普通分配金に課税され、一律20.315%(所得税15.315%、地方税5%)となります。
- ・ 元本払戻金(特別分配金)が発生した場合は、分配金発生時に個々の受益者の個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の個々の受益者の個別元本となります。

③【収益率の推移】

決算期		基準価額 (分配落) 円	収益率 %
設定日	2021年11月1日	10,000	—
第1期	2022年3月25日	9,668	△3.3
第2期	2023年3月27日	9,338	△3.4
第3期	2024年3月25日	9,609	2.9
第4期	2025年3月25日	9,631	0.2

・収益率とは計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た値です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	第1期末 2022年3月25日	第2期末 2023年3月27日	第3期末 2024年3月25日	第4期末 2025年3月25日
期首元本額（円）	61,850,000	142,752,959	172,194,822	206,683,210
追加設定元本額(円)	80,902,959	51,517,039	44,809,870	170,115,720
解約元本額（円）	0	22,075,176	10,321,482	4,991,528

<参考情報>

- ① 基準価額等の推移（期間：2021/11/1-2025/3/31）
（期中の基準価額修正を反映したグラフを提示しています。）



2025年3月31日現在

基準価額：9,635円

純資産：358百万円

- ・ 当ファンドは長期的に年率2-3%の利回りを目指す戦略であるため、ベンチマークはありません。参考指標として、米国債の値動きを併記しています。データはBloomberg米国債総合指数（円ヘッジ）* です。
- ・ 分配は行っていないため分配金再投資の基準価額は表示していません。
- ・ 上記運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ 運用状況はHC投信サイト <https://yume.hcax.com/> で開示しています。

*「ブルームバーク（Bloomberg®）」は、ライセンス管理者であるブルームバークインデックスサービスリミテッド（Bloomberg Index Services Limited）を含むブルームバーク・ファイナンスLP（Bloomberg Finance L.P.）およびその関連会社のサービスマークです。ブルームバーク債券インデックスおよびブルームバーク株式インデックスは、ライセンス管理者によって特定の目的で使用するためのライセンスが付与されています。ブルームバークは、ブルームバークインデックスに関連するデータまたは情報の適時性、正確性、または完全性を保証するものではありません。

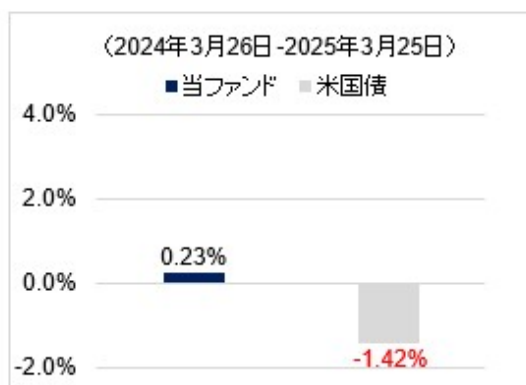
② 分配の推移

第1期2022年3月25日	0円
第2期2023年3月27日	0円
第3期2024年3月25日	0円
第4期2025年3月25日	0円
設定来累計	0円

第4期末の分配可能額は1万口当たり470円です。

③ 当ファンドのベンチマークとの差異

当ファンドはベンチマークを設けていませんが、米国債（円ヘッジ）との対比は下記のとおりです。



- ・ 米国債はBloomberg米国債総合指数（円ヘッジ）
- ・ 利回りを重視して分散することで価格変動の抑制を図っています。

④ 基準価額の主な変動要因の説明

当ファンドの基準価額の変動要因は債券の価格変動、インカム収益、為替ヘッジコストです。為替ヘッジコストは3月末時点でドル円4.0%、ユーロ円1.9%、ポートフォリオ全体で2.8%と、一時期に比べると低下していますが、依然高い水準であり、基準価額にマイナスの影響を与えています。

その他、8月の日銀による利上げ発表に対して市場が過剰反応したことなどから、日本株式市場の急落および円高の急進があり、一時的に基準価格を引き下げる要因となりました。

⑤ 投資環境

2024年度、米国で9月、欧州では6月から利下げが実行されたことなどから、欧米の債券指数は現地通貨建てでプラスとなるなど債券市場は落ち着きを取り戻しました。一方、特に米国では比較的堅調な経済や関税政策を掲げたトランプ氏の当選により、利下げは期待が後退する局面も見られました。欧米の利下げおよび日本の利上げにより為替ヘッジコストは低下しましたが、ドル円で年率4%程度、ユーロ円で年率2%程度と、特にドルにおいては高い水準が続いています。当ファンドにおいては、ヘッジコスト抑制のためドル85%とヘッジ比率を調整しつつ、価格変動を抑制する方針をとってきました。

3月末に米国でトランプ大統領が関税政策を発表すると、想定を上回る関税率から株式市場を中心にリスクの高い資産の価格は大幅に下落、市場の価格変動は激しくなっています。為替の値動きも激しくなっていることから4月に入り、85%としていたヘッジ比率を95%に引き上げました。トランプ氏の関税政策が最終的にどのような結末をもたらすかは予想困難ですが、関税による輸入コスト増から起こるインフレや、貿易減少などによるグローバル経済失速の可能性には注意が必要と考えます。

⑥ ポートフォリオの運用状況

親投資信託HCインカムマザーのファンド組入比率推移

ファンド名	戦略	種類	通貨	単位%				
				2024年 3月末	2024年 6月末	2024年 9月末	2024年 12月末	2025年 3月末
Vanguard Short-Term Corporate Bond ETF (VCSH)	米国短期社債	ETF	USD	22	-	-	-	-
Vanguard Intermediate-Term Treasury ETF (VGIT)	米国債	ETF	USD	2	-	-	-	-
Sit Custom Alpha Fund	米国期近MBS	投信	USD	13	12	13	14	13
Schroder International Selection Fund Securitised Credit	グローバルMBS	投信	USD	-	-	10	14	11
Aegon European ABS Fund I EUR (Aegon European ABS)	欧州ABS	投信	EUR	12	26	13	17	19
IRM US Bond Fund	米国短期債券	投信	USD	0	10	10	10	10
iShares € Aggregate Bond UCITS ETF (IEAG)	iシェアーズ欧州債券	ETF	EUR	6	6	5	-	-
iShares J.P. Morgan USD Asia Credit Bond ETF (N6M)	iシェアーズドル建てアジア債券	ETF	USD	3	3	2	2	2
SPDR Blackstone Senior Loan ETF (SRLN)	ブラックストーン米国ローン	ETF	USD	5	5	5	5	5
Colchis RBLF Ltd	米国短期有担保ローン	投信	USD	30	30	26	34	33
りそな国内株式リサーチαファンド（適格機関投資家専用）	日本株	投信	円	-	-	5	5	5
FSSA Japan Equity Fund Class III (FSSA JE) 日本株		投信	円	5	5	-	-	-
現金／未払経費等			円	2	3	12	△3	2
合計				100	100	100	100	100

・種類：ETF＝上場投資信託（投資証券）、投信＝りそなは投資信託受益証券、IRM、Siitは外国投資信託受益証券、その他は投資証券

・小数点以下第1位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

2024年度は引き続き高い利回りを維持し安定推移する米国個人向けローンColchis RBLF中心の構成とし、金利の影響を受けにくいポートフォリオ構成を維持しています。6月より米国債券戦略であるIRM US Bondを米国短期社債のETFであるVCSHと入れ替えて新規組入れ。日本株戦略として組入れていたFSSAはファンドの運用責任者がチームを離れることとなったため、国内の割安銘柄に注目するりそなりサーチαに入れ替えました。その他、利回り水準の低い欧州債券ETFのIEAGの売却、米国を中心としたABS戦略であるSchroder International Selection Fund Securitised Creditを新規に組み入れし、現環境で高いインカムの見込めるABS戦略の配分を引き上げました。

- ・ Sit Custom Alpha Fund

期中のリターンは+4.1%でした。当銘柄は高インカム水準の米国Agency MBSを保有し、インカム益に加え、米国債券利回り低下を背景に、MBS取引価格が上昇しプラス推移しました。

- ・ Schroder International Selection Fund Securitised Credit

2024年8月20日から投資開始。期中のリターンは+2.8%でした。当銘柄は保有債券の多くが変動金利型で、欧米の債券利回り低下による恩恵は限定的でしたが、安定してインカムを獲得しプラス推移しました。

- ・ Aegon European ABS Fund I EUR

期中のリターンは+5.5%でした。当銘柄は変動金利型で、欧州債券利回り低下による恩恵は受けませんでしたでしたが、安定してインカムを獲得しプラス推移しました。

- ・ IRM US Bond Fund

2024年6月27日から投資開始。期中のリターンは+4.2%でした。当銘柄は銘柄厳選型の米国債券戦略です。変動金利型のABS、CMBSを厳選が奏功してプラス推移でした。

- ・ iShares J.P. Morgan USD Asia Credit Bond ETF (N6M)

期中のリターンは+2.0%でした。米国での利下げ期待が高まったことや、アジア圏の社債が買われたことなどからプラスとなりました。

- ・ SPDR Blackstone Senior Loan ETF (SRLN)

期中のリターンは+6.0%でした。当銘柄は変動金利型で、米国債券利回り低下による恩恵は受けませんでしたでしたが、ローン市場の需給は堅調で、安定したインカム収入からプラス推移となりました。

- ・ Colchis RBLF Ltd

期中のリターンは+8.7%でした。米国の住宅需要堅調で、ローンの金利収入は安定推移しています。年率7-8%のリターンを達成しています。

- ・ りそな国内株式リサーチαファンド

2024年7月24日から投資開始。期中のリターンは+3.3%でした。当銘柄は様々な理由により割安な状況に置かれた株式を発掘し、企業の事業構造・内容の改善、IR活動の強化から実力の再評価が期待できる優良な日本株を厳選しています。当銘柄は投資開始してから決算まで時間短く、8月には一時的に円高が進む中、バリュエーション銘柄が軟調でマイナスだったが、銘柄選択が奏功しプラスでした。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の毎営業日に受益権の募集が行われます。毎月、翌月第1営業日15時までに受け付けた取得の申込は、当該各第1営業日を「取得申込受付日」とします。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とし、申込単位は、1口単位または1円単位とします。基準価額については、次の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

HCアセットマネジメント株式会社（お客様窓口）

電話番号：03-6850-1052 受付時間：9:00-18:00（土日祝日、年末年始を除く）

ホームページ <https://yume.hcax.com>

※当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。取得申込者は「受益権を自ら募集する委託会社」に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

「受益権を自ら募集する委託会社」は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 購入代金のお支払

取得申込者は、申込金額を、「受益権を自ら募集する委託会社」の指定の期日までに、指定の方法でお支払ください。

(2) 取得申込みの中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことができます。

営業日は、東京の銀行休業日、ニューヨーク、ユーロネクストの銀行休業日が重複する日を除きます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）の受付け

① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として「受益権を自ら募集する委託会社」が定める単位をもって、「受益権を自ら募集する委託会社」に一部解約請求をすることができます。「受益権を自ら募集する委託会社」は、毎月、翌月第1営業日15時までに受け付けた一部解約請求は、当該各第1営業日を「一部解約請求受付日」として、この信託契約の一部を解約します。なお、受益者の手取額は、解約価額から、解約にかかる税金を差引いた金額となります。解約代金は、解約の請求受付日から起算して、原則として、7営業日目以降に支払われます。

② 「受益権を自ら募集する委託会社」は、上記①の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、上記①の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を「受益権を自ら募集する委託会社」が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 上記①の解約価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④ 受益者が上記①の一部解約請求をするときは、「受益権を自ら募集する委託会社」に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるとき、または一部解約等により、マザーファンドを通じた組入れ有価証券への実質的な投資比率

が50%を下回る、もしくは下回る恐れがあると委託会社が判断した場合には当該状態が解消されるまでの期間、上記①による一部解約請求の受付を中止することができます。営業日は、東京の銀行休業日、ニューヨーク、ユーロネクストの銀行休業日が重複する日を除きます。

- ⑥ 上記⑤により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の一部解約請求受付日に一部解約請求を受け付けたものとして、上記③の規定に準じて算出した価額とします。
- ⑦ 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、受益者の一部解約金の合計額が、投資信託財産の純資産総額の20%を超える場合には、各受益者の一部解約金を投資信託財産の純資産総額の20%相当額に比例配分した額に一部解約金額が減額され、当該一部解約金申込額の残余部分は、翌月の一部解約請求受付日での一部解約に繰り越します。
- ⑧ 上記⑦により一部解約金額が減額され、当該一部解約金申込額の残余部分が繰り越された場合には、受益者は当該減額以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約金申込額の残余部分の価額は、当該繰り越し後の最初の一部解約請求受付日に一部解約請求を受け付けたものとして、上記③の規定に準じて算出した価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算定

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

<参考> 主要投資対象の評価方法

マザーファンド 受益証券	基準価額で評価しています。
その他の 主要投資対象	原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者、銀行等から提示される価額もしくは価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しています。

② 基準価額の算出と公表

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の紙面に「HCインカム」として掲載されます。

（照会先）

HCアセットマネジメント株式会社（お客様窓口）

電話番号：03-6850-1052 受付時間：9:00-18:00（土日祝日、年末年始を除く）

ホームページ <https://yume.hcax.com>

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記「（5）その他 ① 信託契約の解約」に該当する場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までとします。第1計算期間は、信託契約締結日から2022年3月25日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「（3）信託期間」もしくは下記「（5）その他 ① 信託契約の解約」に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

- a. 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受託会社（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 上記 b. から上記 d. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b. から上記 d. までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- f. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託および投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項（上記 a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記 a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記 b. から上記 e. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- g. 上記 a. から f. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 公告

- a. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.hcax.com>
- b. 上記 a. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

④ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

⑤ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑥ 運用状況に係る情報の提供等

- a. 委託会社は、毎決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用状況に係る情報を提供します。
- b. 投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に定める情報は、「受益権を自ら募集する委託会社」を通じて受益者に提供します。
- c. 投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める情報は、委託会社のホームページに掲載します。
- d. 委託会社のホームページ <https://www.hcax.com>
- e. 上記c. については、受益者から交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

※償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてとします。）に支払います。

(3) 換金（信託の一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行により、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

(4) 信託契約の解約または重大な信託約款の変更等に対する反対者の買取請求権

当ファンドは、受益者からの一部解約の実行の請求に対して、委託会社が信託契約の一部を公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）で解約することができるため、反対者の買取請求権は適用されません。

(5) 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（2024年3月26日から2025年3月25日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【H C インカム～夢のたね】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2024年 3月25日現在	第4期 2025年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,459,958	2,290,380
親投資信託受益証券	198,199,255	357,731,528
未収利息	-	18
流動資産合計	199,659,213	360,021,926
資産合計	199,659,213	360,021,926
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	30,984	56,116
未払委託者報酬	1,032,728	1,870,537
その他未払費用	6	-
流動負債合計	1,063,718	1,926,653
負債合計	1,063,718	1,926,653
純資産の部		
元本等		
元本	206,683,210	371,807,402
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△8,087,715	△13,712,129
（分配準備積立金）	6,853,599	8,370,218
元本等合計	198,595,495	358,095,273
純資産合計	198,595,495	358,095,273
負債純資産合計	199,659,213	360,021,926

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	第4期 自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
営業収益		
受取利息	-	589
有価証券売買等損益	7,383,048	5,113,900
営業収益合計	7,383,048	5,114,489
営業費用		
支払利息	271	-
受託者報酬	57,932	93,146
委託者報酬	1,931,231	3,104,956
その他費用	6	-
営業費用合計	1,989,440	3,198,102
営業利益又は営業損失（△）	5,393,608	1,916,387
経常利益又は経常損失（△）	5,393,608	1,916,387
当期純利益又は当期純損失（△）	5,393,608	1,916,387
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	94,005	△12,267
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△11,400,006	△8,087,715
剰余金増加額又は欠損金減少額	682,563	202,654
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	682,563	202,654
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,669,875	7,755,722
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,669,875	7,755,722
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△8,087,715	△13,712,129

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第3期 2024年 3月25日現在	第4期 2025年 3月25日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	172,194,822円	206,683,210円
	期中追加設定元本額	44,809,870円	170,115,720円
	期中一部解約元本額	10,321,482円	4,991,528円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	206,683,210口	371,807,402口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	8,087,715円	13,712,129円
4.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9609円 (9,609円)	0.9631円 (9,631円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第3期 自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	第4期 自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
分配金の計算過程		
A 費用控除後の配当等収益額	1,834,525円	1,641,694円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	0円
C 収益調整金額	1,904,841円	9,133,715円
D 分配準備積立金額	5,019,074円	6,728,524円
E 当ファンドの分配対象収益額	8,758,440円	17,503,933円
F 当ファンドの期末残存口数	206,683,210口	371,807,402口
G 10,000口当たり収益分配対象額	423円	470円
H 10,000口当たり分配金額	0円	0円
I 収益分配金金額	0円	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第4期 自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、親投資信託受益証券を通じて運用することを目的としています。
金融商品の内容及びリスク	親投資信託受益証券が投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。有価証券には、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。
金融商品に係るリスクの管理体制	内部統制のリスク管理担当が、投資対象の各種リスクのモニタリングを行い、運用部門への報告、指示を行っています。また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較すること等で分析しています。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しています。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	流動性リスク
	市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定する事等により分析しています。
金融商品の時価算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2025年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
時価の算定方法	有価証券：重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務：短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

項目	第3期 自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	第4期 自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	7,377,093	5,139,512
合計	7,377,093	5,139,512

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	H Cインカムマザー	356,910,634	357,731,528	
合計		356,910,634	357,731,528	

（注1）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「H Cインカムマザー」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

H C インカムマザー

貸借対照表

(単位：円)

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	4,233,356	3,121,390
金銭信託	240,895	658,009
コール・ローン	3,146,210	1,149,254
投資信託受益証券	39,223,064	108,256,224
投資証券	174,859,943	264,193,673
派生商品評価勘定	-	1,885,584
未収配当金	76,957	62,765
未収利息	-	9
流動資産合計	221,780,425	379,326,908
資産合計	221,780,425	379,326,908
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,176,762	1,035,796
その他未払費用	20	-
流動負債合計	4,176,782	1,035,796
負債合計	4,176,782	1,035,796
純資産の部		
元本等		
元本	220,086,025	377,424,211
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△2,482,382	866,901
元本等合計	217,603,643	378,291,112
純資産合計	217,603,643	378,291,112
負債純資産合計	221,780,425	379,326,908

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）、または価格情報会社の提供する価額で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）、または価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日にその金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいて処理しております。
----------------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目		2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首	2023年 3月28日	2024年 3月26日
	期首元本額	184,491,057円	220,086,025円
	期末元本額	220,086,025円	377,424,211円
	期中追加設定元本額	37,203,346円	157,879,355円
	期中一部解約元本額	1,608,378円	541,169円
	元本の内訳※		
	H C インカム～夢のたね	200,464,504円	356,910,634円
	H C インカム（適格機関投資家専用）	19,621,521円	20,513,577円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	220,086,025口	377,424,211口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,482,382円	- 円
4.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9887円 (9,887円)	1.0023円 (10,023円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を通じて運用することを目的としています。
金融商品の内容及びリスク	当ファンドが投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。有価証券には、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。 当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引です。デリバティブ取引に係るリスクとしては、為替が変動することによって発生するマーケットリスクがあります。デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的で利用しています。
金融商品に係るリスクの管理体制	内部統制のリスク管理担当が、投資対象の各種リスクのモニタリングを行い、運用部門への報告、指示を行っています。また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク：市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較すること等で分析しています。 信用リスク：組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しています。 流動性リスク：市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定する事等により分析しています。 また、デリバティブ取引の執行・管理は、運用・執行を担当する部署が行います。
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年 3月25日現在
----	---------------

貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。
時価の算定方法	有価証券：重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務：短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 デリバティブ取引：重要な会計方針に係る事項に関する注記「デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

項目	自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,258,232	1,859,174
投資証券	8,442,105	10,414,663
合計	11,700,337	12,273,837

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日まで
の期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2024年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	179,635,416	0	183,812,178	△4,176,762
	米ドル	142,978,872	0	146,107,220	△3,128,348
	ユーロ	36,656,544	0	37,704,958	△1,048,414
	合計	179,635,416	0	183,812,178	△4,176,762

(2025年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	304,072,268	0	303,222,480	849,788
	米ドル	237,274,780	0	235,564,954	1,709,826
	ユーロ	66,797,488	0	67,657,526	△860,038
	合計	304,072,268	0	303,222,480	849,788

時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算期間末日に対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	円	りそな国内株式リサーチαファンド（適格機関投資家専用）	10,482,870.00	20,423,775	
小計		1銘柄	10,482,870.00	20,423,775	
	米ドル	IRM US Bond Fund	2,356.74	247,631.02	
		Sit Custom Alpha Fund	4,714.63	334,233.50	
小計		2銘柄	7,071.37	581,864.52 (87,832,449)	
合計	円			108,256,224 (87,832,449)	
投資証券	米ドル	Colchis RBLF Fund Ltd	645.51	832,512.62	
		ISHARES JPM USD ASIA BOND	4,620.00	44,675.40	
		Schroder International Selection Fund Securitised Credit C shares	2,207.73	277,239.44	
		SPDR BLACKSTONE SENIOR LOAN	2,940.00	121,216.20	
小計		4銘柄	10,413.24	1,275,643.66 (192,558,410)	
	ユーロ	Aegon European ABS Fund Class I	36,392.30	439,291.49	
小計		1銘柄	36,392.30	439,291.49 (71,635,263)	
合計	円			264,193,673 (264,193,673)	
総計				372,449,897 (352,026,122)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄、総計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 2銘柄	31.3%	-	25.0%
	投資証券 4銘柄	-	68.7%	54.7%
ユーロ	投資証券 1銘柄	-	100.0%	20.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

受益証券基準価額計算書

HCインカム～夢のたね		(121111)	2025年3月25日現在
項 目		金額又は口数	
(A) 貸借対照表資産総額		360,021,926円	
(B) 貸借対照表負債総額		1,926,653円	
(C) 貸借対照表純資産総額 (A－B)		358,095,273円	
(D) 計算期末現在有価証券評価損益		0円	
(E) 計算期末現在先物取引等評価損益		0円	
(F) 計算期末現在信託財産純資産総額 (C＋D＋E)		358,095,273円	
(G) 計算期末現在受益権総口数		371,807,402口	
(G) 受益証券基準価額 (F／G)	10,000口当たり	9,631円	

期首基準価額 9,609円（2024年3月25日基準価額）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

ありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年4月1日現在）

資本金 2億1,280万円

発行可能株式総数 30,000株

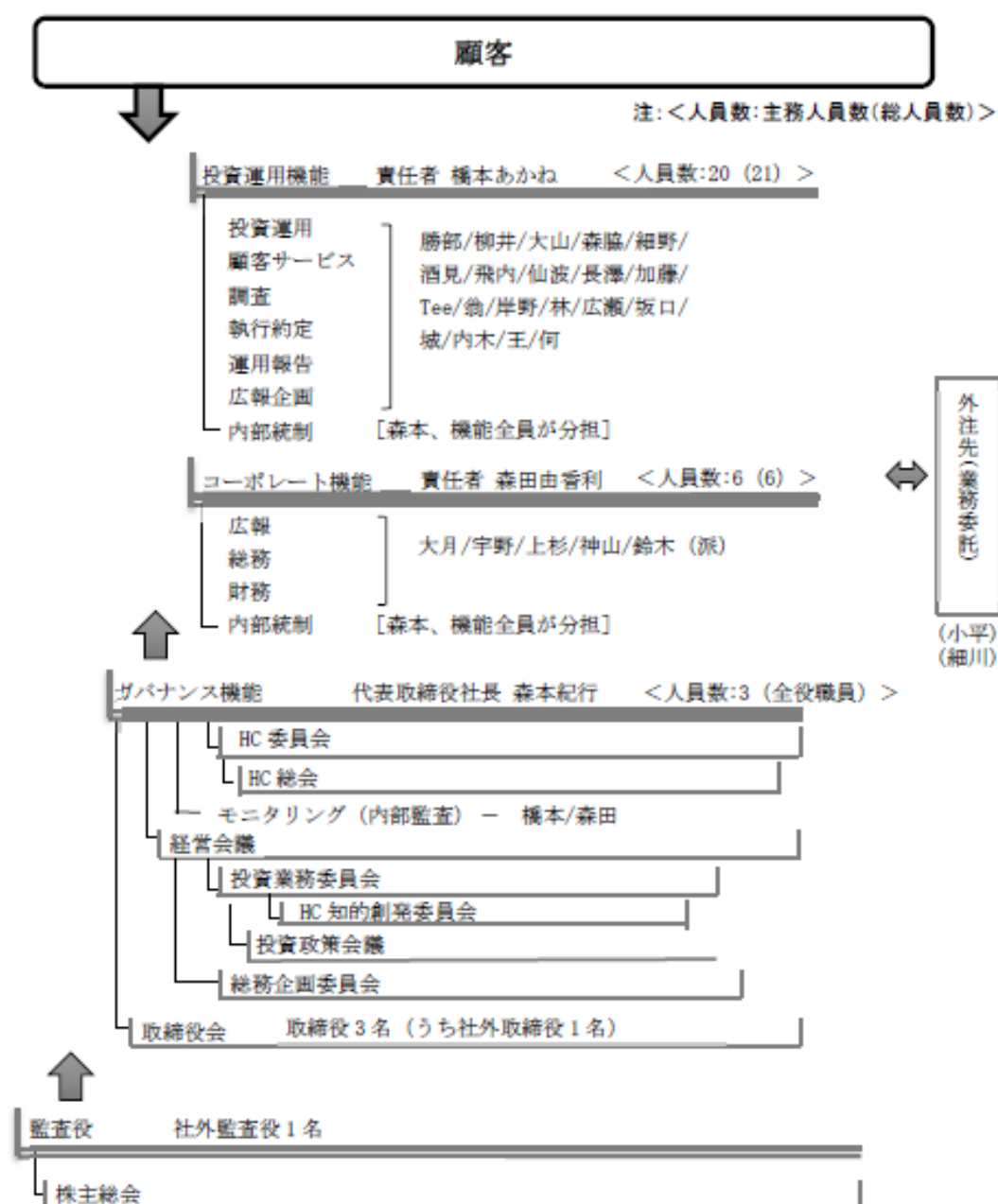
発行済株式総数 9,004株

最近5年における主な資本金の額の増減 最近5年における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構（2025年4月21日現在）

① 組織体制

委託会社の組織体制は、業務をその機能ごとに区分した「業務機能」を定義し、「業務機能」を所管する「責任者」が担当する機能において、顧客本位の業務運営に必要となる意思決定をする体制となっており、その具体的な内容が「組織規程」にて定められています。また、組織体制の変更は取締役会での承認事項として「業務分掌規程（決裁権限例表）」に定められています。なお、その組織図は以下のとおりです。



② 取締役会および監査役による業務執行の監視・監督

委託会社は、取締役会および監査役制度を採用し、取締役会および監査役による取締役の業務執行の監視・監督を実施しています。

委託会社の取締役会は、取締役3名（うち社外取締役1名）および監査役1名で構成されており、毎月1回取締役会を開催し、各業務機能の業務執行状況の報告を受けることで取締役の業務執行の監督を行っています。

監査役は、株主総会、取締役会、経営会議および委員会に出席し、役職員から報告を求め、また財産の状況等の調査を通じ、取締役の業務執行の監視・監督を行っています。

取締役会および監査役が取締役の業務執行の監視・監督を行うため、法令諸規則に準拠していない業務執行が行われた場合は、その経緯および今後の対応を取締役会で報告すべきことが「過誤訂正規則」にて定められています。

③ 各業務担当の業務内容および業務分掌

委託会社は、投資信託委託業務と販売業務およびその関連業務を行います。

(1) 投資信託委託業務

ファンドの設定、信託財産の運用指図、目論見書および運用状況に係る情報の作成、一部解約の実行、収益分配金の再投資等を行います。

(2) 販売業務およびその関連業務

ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）をする業務、顧客の本人確認を行う業務、ウェブサイトを企画する業務、ウェブサイトを運営する業務、投資信託分別管理に関わる業務等を行います。

「業務分掌規程」において、業務内容および業務分掌を定めています。このうち、投資信託委託業務は投資運用機能の投資運用が担います。販売業務およびその関連業務のうち、ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）をする業務は顧客サービスが、顧客の本人確認を行う業務は投資運用機能の内部統制が、ウェブサイトを企画する業務は投資運用機能の広報企画が、ウェブサイトを運営する業務はコーポレート機能の広報が、投資信託分別管理に関わる業務はコーポレート機能の財務が担います。

業務機能		業務内容および業務分掌
投資運用機能	投資運用	・投資運用業務 ・投資助言業務 ・投資信託委託業務
	顧客サービス	・ファンドアドバイザー業務 ・投資運用業の顧客に関わる業務 ・ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）を行う業務 ・有価証券の私募を行う業務 ・みなし有価証券等の私募の取扱いを行う業務 ・投資一任契約または投資助言契約締結の媒介・代理を行う業務
	調査	・投資機会の発掘を行う業務 ・運用のリスク分析を行う業務
	執行約定 運用報告 内部統制	・投資運用における執行、約定を行う業務 ・運用成果と取引を報告する業務 ・投資成果の妥当性を検証するリスク管理業務 ・規程に沿った業務手続を検証する業務 ・法令遵守態勢を整備する業務
	広報企画	・顧客の本人確認を行う業務 ・H Cブランド向上を企画する業務 ・ウェブサイトを企画する業務
コーポレート機能	広報	・広報の実施に関わる業務 ・ウェブサイトを運営する業務
	総務	・機関運営・経営管理に関わる業務 ・IT基盤に関わる業務 ・人事・採用・労務に関わる業務 ・総務一般に関わる業務
	財務	・資本政策、会計、経理、経営リスク管理、税務に関わる業務 ・投資信託分別管理に関わる業務
	内部統制	・法令遵守態勢を整備する業務

ガバナンス機能	モニタリング (内部監査)	・ 内部管理態勢のモニタリングに関わる業務 ・ 法令等遵守態勢の統括に関わる業務
---------	------------------	---

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。委託会社の運用する証券投資信託は2025年3月末現在、以下のとおりです。

種類	本数 (本)	純資産総額 (千円)
追加型投資信託	5	18,044,377
単位型投資信託	—	—
合計	5	18,044,377

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
また、第23期事業年度に係る中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第21期 (2023年3月31日)	第22期 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	696,598	639,220
預託金		
顧客分別金信託	15,270	2,400
前払費用	27,211	29,231
未収委託者報酬	10,833	12,092
未収運用受託報酬	178,264	255,250
未収消費税等	11,820	—
未収還付法人税等	8,832	—
その他	380	527
流動資産計	949,212	938,723
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,044	10,044
減価償却累計額	△5,355	△5,907
建物（純額）	4,688	4,137
器具備品	114,929	115,287
減価償却累計額	△41,793	△70,898
器具備品（純額）	73,136	44,389
有形固定資産計	77,824	48,526
無形固定資産		
ソフトウエア	103,788	76,375
ソフトウエア仮勘定	14,025	27,500
商標権	299	252
無形固定資産計	118,112	104,127
投資その他の資産		
投資有価証券	30,111	30,999
保険積立金	3,286	4,108
長期差入保証金	42,111	42,111
投資者保護基金負担金	4,000	—
繰延税金資産	11,226	13,436
投資その他の資産計	90,736	90,655
固定資産計	286,674	243,309
資産合計	1,235,886	1,182,033

(単位：千円)

	第21期 (2023年3月31日)	第22期 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金		
顧客からの預り金	15,270	3,800
その他の預り金	7,348	9,216
未払金	151,684	214
未払費用	25,044	30,667
未払消費税等	—	25,094
未払法人税等	—	28,693
その他	342	342
流動負債計	199,690	98,029
固定負債		
長期未払金	26,868	31,903
退職給付引当金	1,674	500
固定負債計	28,543	32,403
負債合計	228,233	130,432
純資産の部		
株主資本		
資本金	212,800	212,800
資本剰余金		
資本準備金	50,000	50,000
その他資本剰余金	373,250	373,250
資本剰余金計	423,250	423,250
利益剰余金		
利益準備金	14,652	14,652
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,197,474	1,240,533
利益剰余金計	1,212,126	1,255,185
自己株式	△838,635	△838,635
株主資本計	1,009,541	1,052,601
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,888	△1,000
評価・換算差額等計	△1,888	△1,000
純資産合計	1,007,653	1,051,600
負債・純資産合計	1,235,886	1,182,033

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第21期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第22期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	28,191	30,781
運用受託報酬	563,591	635,090
その他	1,353	876
営業収益計	593,137	666,747
営業費用		
支払手数料	37,494	39,628
広告宣伝費	6,806	7,542
調査費	27,669	31,374
委託計算費	56,532	55,075
営業雑経費	8,228	10,891
通信費	3,451	3,485
印刷費	281	397
協会費	3,063	1,795
諸会費	1,200	1,212
その他	232	4,000
営業費用計	136,732	144,512
一般管理費		
給料	214,611	213,137
役員報酬	40,200	37,700
給料・手当	159,561	160,309
賞与	14,849	15,127
法定福利費	25,625	26,693
福利厚生費	544	793
人材開発費	2,356	2,570
業務委託費	54,136	55,715
交際費	2,843	2,758
寄付金	2,580	664
旅費交通費	3,277	4,040
租税公課	5,860	6,270
不動産賃貸料	66,296	70,907
退職給付費用	3,815	3,860
固定資産減価償却費	27,228	57,116
諸経費	20,619	12,645
一般管理費計	429,795	457,176
営業利益	26,609	65,059

(単位：千円)

	第21期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第22期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
受取利息	0	0
為替差益	—	2,467
その他	47	106
営業外収益計	47	2,574
営業外費用		
支払利息	6,072	—
為替差損	847	—
営業外費用計	6,919	—
経常利益	19,737	67,633
特別損失		
固定資産除却損	※ 5,206	—
特別損失計	5,206	—
税引前当期純利益	14,531	67,633
法人税、住民税及び事業税	1,906	26,784
法人税等調整額	4,416	△2,209
法人税等計	6,322	24,574
当期純利益	8,208	43,059

(3) 【株主資本等変動計算書】

第21期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	212,800	50,000	373,250	423,250	14,652	1,189,265	1,203,917
当期変動額							
当期純利益						8,208	8,208
株主資本 以外の項目 の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	8,208	8,208
当期末残高	212,800	50,000	373,250	423,250	14,652	1,197,474	1,212,126

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△ 838,635	1,001,332	△1,551	△1,551	999,781
当期変動額					
当期純利益		8,208			8,208
株主資本 以外の項目 の 当期変動額 (純額)			△337	△337	△337
当期変動額合計	—	8,208	△337	△337	7,871
当期末残高	△ 838,635	1,009,541	△1,888	△1,888	1,007,653

第22期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	212,800	50,000	373,250	423,250	14,652	1,197,474	1,212,126
当期変動額							
当期純利益						43,059	43,059
株主資本 以外の項目 の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	43,059	43,059
当期末残高	212,800	50,000	373,250	423,250	14,652	1,240,533	1,255,185

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△ 838,635	1,009,541	△1,888	△1,888	1,007,653
当期変動額					
当期純利益		43,059			43,059
株主資本 以外の項目 の 当期変動額 (純額)			888	888	888
当期変動額合計	—	43,059	888	888	43,947
当期末残高	△ 838,635	1,052,601	△1,000	△1,000	1,051,600

[注記表]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。 なお、耐用年数は4年～15年であります。 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3. 引当金の計上基準	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	「収益認識に関する会計基準」を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 1. 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 2. 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約において定められた受託資産額に対して運用受託報酬料率を乗じて算出され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は投資一任口座の運用期間にわたり収益として認識しており、また、成功報酬は、対象となる投資一任口座のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	11,226	13,436

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(損益計算書関係)

※ 固定資産除却損の内容は以下のとおりであります。

項目	第21期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	第22期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
器具備品	5,206千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

第21期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

① 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,004株	—	—	9,004株

② 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,319株	—	—	6,319株

③ 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

第22期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

① 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,004株	—	—	9,004株

② 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,319株	—	—	6,319株

③ 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当社は、資金運用については預金や投資信託の受益証券を含む金融商品や預金等に限定しております。資金調達については、原則として銀行その他の金融機関からの借入に限定しております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	信託財産が分別保管されている未収委託者報酬、未収運用受託報酬については、信託財産が分別保管されていることから信用リスクは限定的であると判断しております。 未収運用受託報酬の信用リスクは、債権管理事務要領に沿ってリスク低減を図っております。 投資有価証券は、投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	未収運用受託報酬に関しては、債権管理事務要領に従い、各取引先の担当者が相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 また、投資有価証券は定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。 加えて、各取引先の担当者からの報告等に基づき財務が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金・預金」、「預託金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「預り金」及び「未払金」は、現金であること、または短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

第21期（2023年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	30,111	30,111	—
資産計	30,111	30,111	—

第22期（2024年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	30,999	30,999	—
資産計	30,999	30,999	—

III. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第21期（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	30,111	—	30,111
負債計	—	30,111	—	30,111

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

第22期（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	30,999	—	30,999
負債計	—	30,999	—	30,999

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第21期（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	30,111	32,000	△1,888
	小計	30,111	32,000	△1,888
合計		30,111	32,000	△1,888

第22期（2024年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	30,999	32,000	△1,000
	小計	30,999	32,000	△1,000
合計		30,999	32,000	△1,000

2. 売却したその他有価証券

第21期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

該当事項はありません。

第22期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

第21期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

該当事項はありません。

第22期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第21期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

なお、勤続5年以上の従業員に係る退職一時金は、当社退職金規程により支給額が確定していることから長期未払金に計上しております。また、従業員に係る退職一時金のうち、支給時期が1年以内となるものについては、未払金に計上しております。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	3,206 千円
退職給付費用	3,815 千円
退職給付の支払額	△1,322 千円
長期未払金への振替額	△4,025 千円
退職給付引当金の期末残高	1,674 千円

3. 退職給付の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,674 千円
退職給付引当金	1,674 千円

4. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	3,815 千円
----------------	----------

第22期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

なお、勤続5年以上の従業員に係る退職一時金は、当社退職金規程により支給額が確定していることから長期未払金に計上しております。また、従業員に係る退職一時金のうち、支給時期が1年以内となるものについては、未払金に計上しております。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,674 千円
退職給付費用	3,860 千円
退職給付の支払額	－ 千円
長期未払金への振替額	△5,034 千円
退職給付引当金の期末残高	500 千円

3. 退職給付の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	500 千円
退職給付引当金	500 千円

4. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	3,860 千円
----------------	----------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

	第21期 (2023年3月31日)	第22期 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	295 千円	1,828 千円
退職給付引当金・長期未払金	8,739	9,922
差入保証金償却超過	3,674	3,674
減価償却超過額	645	161
保険積立金	3,141	3,141
フリーレント賃料	414	—
その他有価証券評価差額金	578	306
その他	1,293	1,524
繰延税金資産小計	18,782	20,558
評価性引当額	△7,555	△7,122
繰延税金資産合計	11,226	13,436
繰延税金資産の純額	11,226	13,436

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第21期 (2023年3月31日)	第22期 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	15.4	2.0
住民税均等割	2.0	0.4
評価性引当額	△ 3.3	△ 0.6
留保金課税	—	2.9
その他	△ 1.2	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.5	36.3

(資産除去債務関係)

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当該事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

	第21期 (自2022年4月 1日 至2023年3月31日)	第22期 (自2023年4月 1日 至2024年3月31日)
委託者報酬	28,191千円	30,781千円
運用受託報酬	563,591千円	635,090千円
（うち、成功報酬）	—千円	63,825千円
その他	1,353千円	876千円
顧客との契約から生じる収益	593,137千円	666,747千円
その他の収益	—千円	—千円
外部顧客への売上高	593,137千円	666,747千円

(セグメント情報等)

第21期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントですが、投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める顧客はいないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第22期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントですが、投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦からの営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める顧客はいないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者に関する注記）

第21期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

該当事項はありません。

第22期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第21期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)			第22期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		
1株当たり純資産額	375,289円	77銭	1株当たり純資産額	391,657円	53銭
1株当たり当期純利益	3,057円	35銭	1株当たり当期純利益	16,037円	03銭
なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。			なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第21期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第22期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	8,208	43,059
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	8,208	43,059
期中平均株式数 (株)	2,685	2,685

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	第23期中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	769,118
預託金	
顧客分別金信託	63,120
前払費用	19,740
未収委託者報酬	13,817
未収運用受託報酬	118,446
その他	527
流動資産合計	984,771
固定資産	
有形固定資産	
建物	10,044
減価償却累計額	△6,183
建物（純額）	3,861
器具備品	115,287
減価償却累計額	△79,484
器具備品（純額）	35,803
有形固定資産合計	39,664
無形固定資産	
ソフトウェア	64,317
ソフトウェア仮勘定	32,450
商標権	228
無形固定資産合計	96,996
投資その他の資産	
投資有価証券	31,761
保険積立金	4,108
長期差入保証金	42,111
繰延税金資産	15,211
投資その他の資産合計	93,193
固定資産合計	229,854
資産合計	1,214,625

(単位：千円)

第23期中間会計期間
(2024年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金

顧客からの預り金 62,132

その他の預り金 2,905

未払金 5,215

未払費用 36,813

未払消費税等 6,560

未払法人税等 5,295

賞与引当金 8,457

流動負債合計 127,381

固定負債

長期末払金 31,903

退職給付引当金 2,391

固定負債合計 34,294

負債合計 161,676

純資産の部

株主資本

資本金 212,800

資本剰余金

資本準備金 50,000

その他資本剰余金 373,250

資本剰余金合計 423,250

利益剰余金

利益準備金 14,652

その他利益剰余金

繰越利益剰余金 1,242,119

利益剰余金合計 1,256,771

自己株式 △838,635

株主資本合計 1,054,187

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金 △1,238

評価・換算差額等合計 △1,238

純資産合計 1,052,948

負債・純資産合計 1,214,625

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第23期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	17,297
運用受託報酬	285,723
その他	806
営業収益合計	303,827
営業費用	
支払手数料	20,368
広告宣伝費	3,389
調査費	14,921
委託計算費	26,838
営業雑経費	3,703
営業費用合計	69,222
一般管理費	※1 229,006
営業利益	5,598
営業外収益	※2 2
営業外費用	※3 2,228
経常利益	3,372
税引前中間純利益	3,372
法人税、住民税及び事業税	3,561
法人税等調整額	△1,775
法人税等合計	1,786
中間純利益	1,585

(3) 中間株主資本等変動計算書

第23期中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	212,800	50,000	373,250	423,250	14,652	1,240,533	1,255,185
当中間期変動額							
中間純利益						1,585	1,585
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	1,585	1,585
当中間期末残高	212,800	50,000	373,250	423,250	14,652	1,242,119	1,256,771

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△838,635	1,052,601	△1,000	△1,000	1,051,600
当中間期変動額					
中間純利益		1,585			1,585
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			△237	△237	△237
当中間期変動額 合計	—	1,585	△237	△237	1,348
当中間期末残高	△838,635	1,054,187	△1,238	△1,238	1,052,948

[注記表]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。 なお、耐用年数は4年～15年であります。 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	「収益認識に関する会計基準」を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 1. 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 2. 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約において定められた受託資産額に対して運用受託報酬料率を乗じて算出され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は投資一任口座の運用期間にわたり収益として認識しており、また、成功報酬は、対象となる投資一任口座のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 消費税等の取扱い

仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1. 一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

項目	第23期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
	千円
給与・手当	85,053
不動産賃貸料	36,980
業務委託費	29,846
減価償却費	20,943
賞与引当金繰入額	8,457
退職給付費用	1,890

※2. 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

項目	第23期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
	千円
受取利息	2

※3. 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

項目	第23期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
	千円
為替差損	2,228

(株主資本等変動計算書関係)

第23期中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

① 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	9,004株	—	—	9,004株

② 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	6,319株	—	—	6,319株

③ 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」、「預託金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「預り金」及び「未払金」は、現金であること、または短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

第23期中間会計期間（2024年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	31,761	31,761	—
資産計	31,761	31,761	—

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

第23期中間会計期間（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	—	31,761	—	31,761
資産計	—	31,761	—	31,761

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当該事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

第23期中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

（単位：千円）

	営業収益
委託者報酬	17,297
運用受託報酬	285,723
（うち、成功報酬）	—
その他	806
顧客との契約から生じる収益	303,827
その他の収益	—
外部顧客への売上高	303,827

(セグメント情報等)

第23期中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントですが、投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦からの営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める顧客はいないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	第23期中間会計期間 (2024年9月30日)
1株当たり純資産額	392,159円76銭

1株当たり中間純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益	590円68銭
中間純利益（千円）	1,585
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	1,585
期中平均株式数（株）	2,685

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」といいます。）で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 受託会社
 - ① 名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
 - ② 資本金の額：324,279百万円（2024年3月末現在）
 - ③ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考：再信託受託会社の概要＞

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額：10,000百万円（2024年3月末現在）
資本構成：三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、明治安田生命保険相互会社10%、農中信託銀行株式会社10%
業務の内容：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

- (2) 販売会社
該当事項は、ありません。
当ファンドの委託会社であるH Cアセットマネジメント株式会社は、自己が発行した当ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」としての機能も兼ねています。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社 : 該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を採用し、ファンドの愛称、形態等を記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - (1) 金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨
 - (2) 目論見書の使用開始日
 - (3) 委託会社等の情報および受託会社に関する情報
 - (4) 請求目論見書の入手方法および当該請求を行った場合は、その旨を記録しておくべきである旨
 - (5) 信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - (6) 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨
 - (7) 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
 - (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - (9) 商品分類および属性区分表
- 2 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を目論見書の本文等に記載することがあります。
 - (1) 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - (2) 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- 3 目論見書の別称として「投資信託説明書」という名称を使用する場合があります。
- 4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 5 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- 6 目論見書の巻末に「用語集」を掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2024年6月10日

H Cアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三上 和彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 倉持 奈美子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH Cアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H Cアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年6月2日

H Cアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 倉 持 奈 美 子
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているH Cインカム～夢のたねの2024年3月26日から2025年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H Cインカム～夢のたねの2025年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、H Cアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

H Cアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月 5 日

H Cアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

三上 和彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

倉持 奈美子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH Cアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、H Cアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。